

令和6年第3回 多気町議会定例会会議録（一般質問）

開 議 令和6年9月10日 午前9時 （4名／4名中）

質問 順番	質問者		質問方式	質 問 事 項 (質問の相手)
	議席 番号	氏 名	総 括 一 問 一 答	
1	3	木戸口 勉幸	一 問 一 答	①ふるさと納税と企業版ふるさと納税について (町長、担当課長) ②119 番救急車搬送と民間患者等搬送事業 (民間救急) について (町長、担当課長) ③介護保険料自治体格差をどう考えるか (町長、担当課長)
2	9	前川 勝	一 問 一 答	①多気地域3 保育園統合、開園はいつか (町長、担当課長) ②多気地域4 小学校統合、3 校先行統合 の課題 (町長、教育長、担当課長)
3	5	松木 豊年	一 問 一 答	①マイナンバーカードと健康保険証を一 体化した「マイナ保険証」について (町長、担当課長) ②多気町地球温暖化対策実行計画につ いて (町長、担当課長)
4	2	坂井 信久	一 問 一 答	①一級河川佐奈川河川改修計画と関連 課題について (町長、担当課長) ②多気町地球温暖化対策実行計画と再生 エネルギー (太陽光パネル設置) につ いて (町長、担当課長)

(9月10日9時13分)

(3番 木戸口 勉幸 議員)

○議長(志村 和浩) 1番目の質問者、木戸口議員の質問に入ります。

3番 木戸口議員。

○3番(木戸口 勉幸) おはようございます。私は一問一答で3点の質問をさせていただきます。

まず項目は、1番目ふるさと納税と企業版ふるさと納税につきまして質問します。

2つ目に、119番救急車搬送と民間患者等搬送事業、いわゆる民間救急であります。これにつきまして2番目で質問させていただきます。

3点目につきましては、介護保険料、自治体格差をどう考えるか。

以上3点でございます。

それでは、ふるさと納税と、企業版ふるさと納税につきまして質問させていただきます。ふるさと納税と企業版ふるさと納税についてであります。まず、ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税は、2008年に創設され、16年が経過をいたしました。寄附総額は、スタート時の100億から2023年度は、9000億を優に超える、今や国民の間で大きな支持を得られる制度となっております。ふるさと納税は、寄附額に対し、所得税と住民税控除が受けられ、寄附をされた方には、自治体から地元産品などの返戻品が送られ、年々、納税額が増える後押しとなっております。

最近では、返礼品の内容に変化が見られるようになりまして、特産品よりもサービスが急増し、高齢者の見守り支援やら、民泊クーポン、体験ツアーがもらえる自治体などが紹介をされております。ふるさと納税が増える中、魅力や利便性もどんどん変わっているものとしております。こういったことを踏まえ、本町のふるさと納税の現状と、今後の取組についてどのように考えるのかをお伺いをいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） それでは、ただいまの御質問にお答えさせていただきます。ふるさと納税についてでございます。

まず御質問のありました本町のふるさと納税の現状でございますが、本町の現状は、令和２年度に９億 6000 万円の御寄附を頂いたのを最高に、令和３年度からは８億円台で堅調に推移し、県下の市町では、本議会での町長の町政報告でもございましたが、昨年度は４番目に多い寄附金を頂いてございます。令和５年度実績は ８億 5118 万円で、昨年度から 1200 万円ほど増加してございます。ただ、この実績額には能登半島地震の被災地４市町の災害代理寄附金が含まれており、実質的には、前年度より減額となっております。

昨年度、最も多かった返礼品は、松阪牛の関係で寄附額の約 7 割を占めてございます。

また、寄附金の使い道指定は、子供たちを応援する事業が約 38%で最も多い結果となりました。

令和 6 年度は 8 月末時点で、昨年度と同時期と同規模で推移してございます。

以上が、現在の状況でございます。

続いて今後の取組についての御質問にお答えいたします。現在、多気町の返礼品の数は 8 月末時点で約 420 品目ほどございます。木戸口議員の御質問にもありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染症第 5 類移行後は、サービスに関する返礼品や、宿泊、体験など、寄附を行った自治体で使える返礼品の人气が非常に高まっております。三重県下でも、観光地を抱える自治体の寄附額が、これらのサービス返礼品の提供により大きく伸びているような状況ではございます。これらにつきましては、現地に来ていただくことで、寄附をした町を知っていただける、町とのつながりができることや、訪れることによって、買物などによる地域への経済効果もある有効な返礼品だと、私どもも考えてございます。本町としましても、過去にも、食事券や宿泊、体験に関する返

礼品はございましたが、今年度からは、6月にオープンいたしました動物園の入園券、あるいはマウンテンバイクの体験、各宿泊施設の宿泊券など、一層の充実を図ってございます。今後も、これらの各サービス提供の拡張に取り組んでいく予定でございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） ただいま企画調整課長から詳しく説明を頂きました。

そのサービス面でですね、返礼品ということで私は非常に注目をしとるわけですが、中でも具体的に他の市町にない返礼品は、現在ですね、考えられているのかどうか、その辺を具体的に品名があれば、ちょっと参考にお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい。本町の特徴あるサービス返礼品といたしましては、相可高校食物調理科のまごの店を活用しました、出張高校生レストランなど、体験型の食事を提供するサービスなどがございます。

また、本町独自ではございませんが、他の自治体でも例はございますが、シルバー人材センターを活用いたしましたお墓の掃除のサービスや空き家の見守りサービスといったサービスも提供しております。あと、先ほど回答もいたしましたが、マウンテンバイクコースや、多気町の宿泊施設への宿泊体験、そういったサービスによりまして、来町を促すようなサービスを提供しているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） さらに伺いをしたいと思います。いろいろとサービ

ス面の返礼品ということでお伺いをいたしたわけですが、私はちょっと提案ということでしながらお伺いしたいわけですが、サービスの一部の高齢者にこう考えておるわけですが、そのサービスの返礼品についてお伺いしたいと思います。

多気町はですね、高齢者の見守り支援ということで、既に協定が6つの事業所と結ばれておるということを聞かしてもらっております。その中でさらにですね、ふるさと納税を使ったですね、返礼品の中へですね、こうやっていただいて考えてほしいというのが、私今考えておりまして、それについてお伺いしたいわけですが、既にご承知かと思います、日本郵便、郵政が民営化されて日本郵便になったわけですが、その中でですね、全国的に行われております「高齢者見守りサービス」というのがございまして、ふるさと納税の返礼品を使ってですね、見守りサービスをしてもらってるというのがあります。これは1か月の中でですね、月1回とか、さらに内容によっては、月2回3回、さらにもっとというような場合もあるわけですが、それが一応、月の幾らかという単位も額が決まっておるわけですが、これをぜひということで私はお伺いしたいわけでありまして。この事業はですね、郵便局の局員、郵便局は郵便物を配達する関係で、全て家を承知しておるわけですが、郵便局員が直接高齢者の自宅を訪問をしてですね、暮らしぶり、健康状態を目で見て、納税者の家族へ状況を伝えるというのがございます。これを多くの自治体でやられているのが現状でございまして、三重県でもあろうかと思います。近隣でも、近くの市町はちょっと聞いておりませんが、結構やられておるというのを分かっております。このいわゆるサービスをですね、返礼品に加えてもらえないかどうかということでお尋ねをしておるわけでございます。実際、親を残してその方が高齢にだんだんなってくるわけですが、なかなか東京なり、都会で仕事をしますと、1年間の中でも、なかなか帰省ができないという状況で離れて暮らす、家族の心配な家庭もつていうんですか、東京で暮らしてみえる、例えば東京で暮らしてみえる家庭も多いかと思います。このサービスはそんなにお金のかかること

でございませんので、これをですね、いわゆるふるさと納税の中で加えとる市町も結構ございますので、これをぜひ、お考えを頂きたいという趣旨で質問させてもらっております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

これについて考えをお聞かせを頂きたいと思ひます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） 先ほど御質問頂きました、この見守りサービスでございますが、地元の郵便局がサービスを提供している点などで、ふるさと納税のサービス提供による返礼品として活用する自治体が、木戸口議員のおっしゃられたとおり、増加してございます。三重県内でも幾つかの自治体は既にこのサービスを提供を行ってございます。

企画調整課といたしましても、木戸口議員おっしゃられるとおり、離れて暮らす家族の住む自治体、ふるさとに対してですね、寄附をいたしまして、返礼品で家族を見守ることができる、このサービスについては、ふるさととのつながりが持てる有効な返礼品であると考えてございます。返礼品とするには、サービスを提供する事業者側が、町内でこのサービスが展開できることが当然必要となってまいります。御質問のありました日本郵便、日本郵政グループのサービスも含めまして、他の事業者も含めまして、こういったサービスが返礼品として可能かどうかを検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 1つ目のふるさと納税の返礼品につきましては、きちっと答弁頂きました。この項は終わりたいと思ひます。続いてですね、企業版のほうの関係の質問に入りたいと思ひます。

次に、8月1日の臨時議会で可決成立をいたしました企業版ふるさと納税についてお伺いをいたします。企業版ふるさと納税は、地域の活性化を目的とし

て自治体が企画し、国が認定した事業に対しまして、企業版ふるさと納税として最大で9割の税及び損金控除が受けられるという制度でございます。そこでお伺いをいたします。企業版ふるさと納税について、この制度がいわゆるできたのは、制度が創設されたのは何年なのか。

それから、関連もございますんですが、5年延長された中でやっておるところも聞いておりますが、現在何年目か。といいますのは、結構創設されてから、年数がたつるように思います。私の以前までの認識では、臨時会の直前かそれ前後ぐらいで、そういう話がありまして、それまでは議員も承知をしていなかったわけですが、既に国のレベルではですね、相当前からもうやられておることということでございますので、その辺のこの経緯なども含めて、詳細に企業版ふるさと納税は、創設からこんな状況で、それから今は何年目でどういう状況なのか。それで今年は、お聞きしておりますと、令和6年度で期限が切れるんだということで、臨時議会で2億相当のいわゆるこれに関する予算が議決されたわけでありましたが、日程、そういう年数と日との関係もございますので、そういうした後、また延長があるのかどうかも含めて、お伺いをいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） それでは、木戸口議員の先ほどの企業版ふるさと納税の御質問についてお答えをいたします。

企業版ふるさと納税につきましては、地方創生応援税制と呼ばれる制度でございます。この制度、創立された年月日でございますが、平成28年度に地域再生法の一部改正の施行と関連する地方税法租税特別措置法の改正などにより始まりました税制上の特例措置でございます。

制度創設時は令和元年度末までを適用期限とし、法改正によりまして、地方公共団体への寄附に対する税額控除3割相当と、それまでの寄附に対する通常の損金算入、約3割を合わせた最大約6割の企業側の負担軽減を受けられる制度でございましたが、令和2年度からは寄附に対する税額控除が2倍の6割に

引上げられ、最大約 9 割の税の負担軽減が受けられるなど、大幅な見直しが行われました。あわせて制度の適用期限が 5 年間延長され、御質問にありましてとおり、令和 6 年度末が今回の特例の有効期限となっており、ということでありまして、本年度が延長後の適用期限の最終年度 5 年目となっております。

この制度のさらなる延長のことについてでございますが、現時点では本制度の再延長が行われるかどうかは決まっております。ただ、この制度は、令和 5 年度には全国で 1462 の自治体が寄附を受領いたしております。また金額は総額約 470 億円の寄附が事業に活用されるほど、活用が年々増加しております。今年 7 月に行われました、全国町村会の令和 7 年度政府への予算編成及び施策に関する要望活動におきましては、全国町村会は地方創生実現のためにも、制度の再延長を求める要望を出しております。また先月末、8 月末に発表されました国の令和 7 年度税制改正の各省庁間の要望につきましては、内閣府や総務省などが本制度の再延長を求めています。現在国の中では、この制度につきましの議論が行われているような状況でございます。

以上が現状でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） 詳しく聞かせて頂きました。私もいろいろと調べて言うところなのですが、ちょっと確認の意味でちょっと課長のほうから再度また伺いしたいと思いますが、先ほどちょっと答弁の中で出ました平成 28 年ですね。平成 28 年から元年までが、いわゆる税額控除が 60%というふうに私は理解しとるわけですが、そのあと令和 2 年から 6 年現在ですね、これ 5 年間、これが延長になったというふうに私なりに思っているわけですが、実際平成 28 年から元年までの 4 年間の 60%、それから令和 2 年から 6 年の 90%になった延長になった、この 90%になったのが 5 年間ずっと続いたのかどうかも含めて、再度年数との関係、教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、御質問がありました、税の負担控除の状況でございますが、木戸口議員御理解のとおりでございますが、平成 28 年から令和元年度までは、税額控除を含めた最大 6 割の寄付額に対する企業側の負担軽減がございました。令和 2 年から本年度末、令和 6 年度までは、そちらの税額控除の控除が引上げられまして、最大でございますが、税額控除を含め 9 割の税の負担軽減措置が受けれるような状況となっております。本年度最終年度の 5 年目でございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） それで先ほどの答弁の中で、延長の可能性について、少しそういうことも示されたわけですが、延長ということになりますと非常にありがたい話でございまして、再々延長ですね。で、2 回目の延長ということになるんですが、事業そのものは地方創生事業でありますんで、地方創生の 1 番根本的なことでありますんで、現時点では、いわゆる観光面の V I S O N ということで、2 億円を投じてですね、そういう事業が観光事業がなされてる。それは非常に結構なことでございますが、再々延長となった場合ですね、地方創生の中でですね、いわゆる別の事業が考えていくことができるのか、それとももう、再延長がはっきりしてからまた考えるのか。その辺はどうしていくのかは、非常に興味のある話でございまして、分かっているかどうかその方向性が示されるのであれば、お伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

宗林企画調整課長。

○企画調整課長（宗林 孝） はい、再延長がされた場合も含めまして、今後の活用ではございますが、この企業版ふるさと納税につきましては、多気町の総

合戦略にも、まちひとしごと創生の総合戦略に基づきました地域再生計画に基づいた事業が寄附金の控除の対象となる事業でございます。

現在、第2期の多気町総合戦略が動いておるところでございます。今年度、改定の作業も実施しているところでございます。こちらの改定作業を通じまして多気町に有効な、寄附金の使い方を模索していきたいと考えてございまして、現在多気町の改訂版の総合戦略を作成中でございます。

こちらを有効に使えるように、企業版ふるさと納税が延長されましたら、本制度も活用していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） はい、ありがとうございます。それでは、1つ目のふるさと納税に関します質問は終わりたいと思います。2点目に入ります。

119番救急車搬送と民間患者等の搬送事業（民間救急）についてお尋ねをいたします。今年、いわゆる今年の6月から救急車で救急搬送されますと、入院に至らなかった軽症者は、一部を除きまして、7700円を徴収をされます。このことは年々、救急車の出動件数が増加し、昨年の当松阪広域の消防署管内の出動件数であります。1万6180件だそうでございます。日平均にいたしますと40回の出動と、いうことで、非常にほかの消防署とは、突出をしておるとするのは、承知をしておるわけでございます。このことから、増加する救急車要請がですね、救急要請が範囲を超え、重症の救急要請にこたえられないとのことを考えますと、いわゆるこういった7700円を徴収というのは、やむを得ないというふうに考えるところでございます。

そこでですね、質問ですが、今後さらに増加をします高齢者社会を考える中で、救急車を利用するまでもないが、病院行く手段がない。さらに車椅子で歩けないなど、病院への通院、入退院などが移動で困難な人も安心して利用できる、患者等搬送事業（民間救急）であります。についての認識と見解をお伺

いをいたしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問にお答えをさせていただきます。議員御指摘のとおりですね、松阪広域消防の管内 3 総合病院への救急搬送につきましては、入院に至らなかった軽症の場合ですね、本年 6 月 1 日より選定療養費の対象となる制度となっております。

この制度につきましてはですね、救急出動件数が年々増加することによるひっ迫する、救急医療・救急体制の維持を目的にしております。

対しまして議員言われました民間の患者等の搬送事業者の認定制度というのがございます。御指摘のとおりですね、病院へ行く手段を持たない通院等の困難な患者等を、ある一定の条件を満たしたですね、民間事業者の方が、消防本部の認定を受けて行う事業でございまして、認定制度につきましてはですね、県内、各消防本部で施行されておりました、松阪の広域消防でもですね、制度化をされておるわけではございますが、現在確認したところですね、松阪では認定対象となる事業者が現在はいないというのが現状でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3 番（木戸口 勉幸） はい、ありがとうございます。数点ですね、ちょっとお伺いしたいんですが、私もこの民間救急っちゅうのは全くもって理解をしておりませんので、一度直接車も見たことあるんですが、内容はどんなもんかっていうのが非常に興味がございまして、たまたま前段の話等もありましたんで、質問する経緯になったわけでございます。

まず 119 番救急、いわゆる従来の 119 番救急ですね、消防署の。とですね、民間が行う場合の民間救急患者搬送事業というのは先ほどから言っておりますが、これ、非常に難しい表現であります、119 番と患者等搬送事業の搬送の民間救急ですね。これは比べて、119 番と比べると、どこがどう違うのかわ

ていうのは、こうやってして質問させてもらっておりますんで、聞いとる人が非常に分かりにくいという点もありますんで、その点についてお伺いしたい。教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） それではただいまの御質問でございますが、松阪のですね、広域消防組合のホームページ見ていただきますと松阪地区の広域消防組合患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱というのが挙がっております。

この中でいろんな定義があるんですが、まず2条の定義というところでございますが、搬送事業者のことが書いてありまして、患者等を搬送するために必要な構造及び設備を備えた自動車を使用して、医療機関への入退院、通院、転院、並びに社会福祉施設への送迎のために患者等を搬送する事業者のことを言う、というふうに、書いてございます。

それと4条ではですね、患者搬送事業の基本原則ということで、第2号に生命に危険があり、または症状が悪化すると認められ、緊急に医療機関、そのほかの場所に搬送しなければならない患者等を搬送の対象としないことというふうに書いてございます。ということは救急車と違って、そういう救急に病院行かなあかん患者さんは搬送したらあきませんよと。あくまで病院を転院したり、病院に行く手段がない方を搬送するのはいいんですが、救急の場合はあくまで救急車を呼んでくださいということがここに書いてございます。ということは救急というようなですね、方を救急の窓口へ連れて行くことはできないということでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） よく分かりました。それで完了いたしますが、民間救

急と言わせてください。民間救急の場合はですね、県内の市町でも桑名からずっとあるわけですが、大きな市あたりはやっとるということを私なりに承知をしておりますが、先ほど聞いておりますと松阪市は、松阪の広域はしてないと。制度はできたと、いうことでございます。そうなりますと非常に興味のある話なんです、県内の市の中で例えば今、桑名四日市津、松阪はそんな状況。伊賀とかございますが。その中で、他市の状況も参考までに分かればですね、教えていただきたい。それから、先ほど聞きましたように、松阪の広域消防にはもう制度の要領要綱は、制定をされておるということで、これはもう広く、いわゆる関心のあることは、知らされとるのかどうか。その辺も、2点目としてお聞かせ頂きたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） まず県内の状況でございますが、確認した限りではですね、まず桑名広域消防につきましては2業者、それから四日市が11、それから菰野ですね、菰野は町単独ですが3業者、それから津のほうで9業者、いうところは確認をさせていただいております。ほかに伊賀でもですね、数件あるということでちょっと数は確認はできなかったんですが、現状としては県内の状況、北中部のほうにですね、たくさん業者さん見えるということは確認をさせていただいております。

あと松阪でのですね現状、これ、ないというのはですねこれ、制度ができて、4月からの制度です。まだ新しいというところもございますが、ホームページにはその制度自身は上がっているんですが、ちょっと確認しづらい部分があるのと、それとある程度要件が必要になっていきますので、その要件を揃えられるような業者さんがですねなかなか出てこないという現状があるのかなというふうには感じております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 先ほど要件の話も出たわけですが、確かにやろうとする要件というのは非常に難しいなど、私も全く中身は知りませんが、見る限りそう感じました。

見てみますと、要は難しい表現なんです、一般乗用旅客自動車運送業、タクシーですね。タクシー会社バス会社のような事業の許可を受けた者とか、貸切りの自動車の運送業の許可、それからこれよく分かりませんが特定旅客自動車運送事業の許可とかですね、非常に難しい表現で、当然書いてあります。かみ砕いて言いますと、ちょっと冒頭に言いましたように、例えばバス会社なんかタクシー会社、この辺しかできやんのかということになってくるわけですが、非常にいわゆるやろうとすることができやんということがぱっと聞いておりますとを感じるわけですが、やるなら簡単にできるというふうなことでなさそうでありますんで、なかなかそういったことで、これをやろうとして聞きますと、どうしてもちょっと後ろへ後ずさりしてしまうような感じがありますんで、実際は非常に難しい、かみ砕いていいますと、難しそうでありますんで、その辺、一言で言うと、今言いましたようにタクシーとかバスは関連しておるんで、その辺のこともあるんかどうか、その辺どうですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

達総務課長。

○総務課長（達 武彦） まず、認可する要件でございますが、乗務員の要件というのがございます。ストレッチャー及び車椅子等固定できる患者等の搬送用自動車がまず必要になってくると。それに乗る乗務員がですね、患者等搬送乗務員の適任者講習を修了者、これ消防の講習でございますが、こちらの講習を修了した者が乗らなくてはならないっていうことか、もしくは看護師、それから救急救命士と言われる資格を持ってみえる方が複数乗らなければならないというような条件もございます。

あと機器としてですね、ストレッチャーを備付けが必要、それから車椅子を備付けが必要であったり、それからAEDとか、それから酸素吸入機、医療機

器等がですね、備付けにならなければならないというような機器の車自身のですね、要件もございます。

あと議員御指摘頂きましたような、道路運送法上のですね、一般乗用旅客自動車の運送事業の許可を受けたってというような、タクシー業者でございますが、あとそれから貸切りバスであったり、送迎バス、介護タクシーとかですね、それから市町村NPOが行います自家用自動車を使った運送事業であったりとか、そういう許可を受けている事業者しかできないというような条件もございます。できる業者さんというのは限られているというふうには思っております。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 今の総務課長の話で非常に難しいということが大変よく分かりました。ですからもう、ただ車を用意して、例えば普通の2種免許持つとってですね、ぱっとやれるというもんでもなさそうでありますんで、よく理解ができました。そんなところで非常に重層的な形の119番に変わるもんかなというふうに私は思ってたんですが、聞いた限りは、そこに手を出せる事業ではないなというふうに感じましたんでよく理解をしました。はい、よく分かりました。それでは、この項は、詳細に説明頂きましたので終わります。

続いて、介護保険料の自治体格差ということで、質問させていただきます。介護保険料の自治体格差は大きく、高くは9200円台、低いところは3300円台と大きな格差が出ております。低い自治体の一つの理由としまして、4年間続きましたコロナ禍でですね、デイサービスが利用できなくなったということであるそうでございます。

厚生労働省によりますと、10数年後はですね、在宅介護が今よりも2割増えまして、いわゆる全体では460万と見込んでいるそうでございます。さらに、ひとり暮らしの高齢者も増加をして、保険料に大きく影響するということが、新聞等でも報道されております。

介護保険制度はですね、介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組み

で、財源は税金から 50%、介護保険料から 50%で賄われております。

厚労省によりますと、4月から全国平均は 6225 円、これは5月の全国紙に載ったわけでありましたが、この額となっております。今後、保険料の上昇を抑えるための何らかの手法なり手だてが必要ではないかというふうに考えます。他の自治体では手軽にできる体操、また手芸などの介護予防活動が効果を上げてですね。保険料が下がったという例も、いずれもあります。それぞれの地域の工夫もあるわけでありましたが、ある意味広域でですね、介護予防の取組が必要というふうに私は考えます。当局のこの介護に対します認識と見解をお伺いをいたしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。介護保険料は全国的にも増加傾向にあり、当町における今年度からの介護保険料の基準額は、前期と同額の 7150 円となっております。要介護認定につきましては、今回策定した第9期介護保険事業計画の統計において、認定率は若干国や県平均を上回って推移してきておりますが、10年前とほぼ率としては同率のような状況です。高齢者数の増加によりまして、認定者数は増加し、令和6年3月末時点で1001人でございます。

現在この認定調査審議会は、松阪市に委託し、1市3町の住民を対象に広域実施をしておりますが、介護予防事業については、各町それぞれ独自に実施してきている状況であります。

介護予防事業等に高齢者が多く参加していただけることにより、健康で自立した生活を継続していただけると考えます。身近な地域で地域の実情に応じて参加しやすい状況で、1人でも多くの方に参加していただきたく、現在のところは広域での共同実施の予定はございません。

当町としましては、身近な一般介護予防といたしまして、認知症予防教室の開催をはじめ、健康体操やノルディックウォークの普及を図ってきました。ま

た、介護予防活動を行う自主グループを支援しております。

今年度は4地区増え、15地区が地域で活動しております。活動補助金を給付するだけでなく、中心となってくださる方々の立ち上げ支援や継続支援を実施し、今後も地域で増やしていきたいと考えております。

加えて手軽にできる体操を推進するということでは、令和5年度はケーブルテレビを使った体操メニューにフレイル予防を追加作成し、広く普及を図っております。

今後も高齢者が参加しやすい教室や事業の支援を実施するとともに、高齢者におかれましても、各自が自分の健康状態、フレイル予防の自覚を持って多くの方が参加していただくことにより、高齢者の皆様の自立した生活が長く続くように、目指していきたいと考えます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 細部にわたりまして御答弁頂きましてありがとうございます。少し介護等に関連したこともお伺いしてですね、それから要望事業、取り組みも含めて若干私の考えを申し上げたいと思いますが、介護が必要なきっかけというのは、いろいろこう見ておりますとでてきますが、年齢的にはですね、75歳、いわゆる後期高齢者と前期と当然、ある程度の前から分かれております。前期というのは、体も元気で非常にいわゆる達者な人ということになるわけですが、私も75歳をとっくに超えましたんですが、75を超えてきますと、非常にこの介護が必要というような状況のいわゆる予備軍というんですか、この前提が出てくるわけです。というのは、具体的に申し上げますと、関節が痛くなってくる。それから、若いとき痛い人もあるわけですが、特に年齢が進むにつれてそうなんですけども、関節の痛み、それからいわゆる高齢衰弱、それから転倒骨折というのが、もう半分以上出てきまして、これがもとで介護ということになるわけです。で、この介護にならんように、介護予防があるわけ

で、それをできるだけやることで、介護になる人が少しでも少なくするというのが、一つの目的っていうんですか。そういうことになったら非常にええわけですので、それをどうしていったらなるのかな。それをするによって、要するに介護保険料が少しでも下がる結果になるわけでありまして、どんどん介護の人数がこれから高齢者社会になるほど増えてくるというのは当然で、予測値としてはすごいような人数になろうかとしております。そういった中で参考までに私はいろいろそういう場で話も聞いたりするんですが、先般もですね、介護の予備軍にならんように、いろいろと研修ではないんですけど話がございまして、それはいろいろこう 1 日のメニューが幾つかあってするんですけども、年いくほどなかなかそのメニューを消化したりするっちゃうことはできやんし、特に毎日毎日 30 分も 40 分も歩けっていうのは無理な話やもんで、それができやん。それのかわりが 1 番ええのは、今のところ私はもう、ラジオ体操やと思います。ラジオ体操のよさっちゃうのは調べますとすごくあってですね。それを一生懸命で、一生懸命ちゅうかね、1 日に 2 回なり 3 回なりやりますと、かなりの効果が出るというふうなことも言われておりますんで、なぜええんかっていうことをそこでも聞いてきたんですが、いわゆるラジオ体操、体操することで、転んだり、骨を折れたり寝たきりになることを遠ざけるんやということ、それが元はですね、やっぱり血行増進、いわゆる血の循環ですね。それからそれらをよくすることで、腰痛やら冷え性効果、大脳が刺激されて、認知症やぼけの症状を防止する効果が期待ができるというふうになっております。さらに血圧も下げることができるということで、理想的には、もう気に入ってですね、それから 10 分なりの体操をすればかなりの効果が上がるというふうに書いてございますが、これも個々がやることですので、なかなか一堂に会してはなかなかできませんので、これをどういうふうに皆がそういう意識を持てるかなというのが 1 番大事なことです。自分自身としては、それはもう続けてやっておりますんで、非常に効果が出るような気がします。ですんでそういったことを、一つの例としてですね、何かをやれるようなことが

あれば、これ非常にいいわけで、いわゆる介護の予備軍にはなかなかならんいうように思います。そういったことの手立てができるほうが行政のほうであればですね、社協等があつて、いろんな話の場で、もう予算も伝えて、それがあつて伝達ができる、ということが1番大事ですんで、その辺がちょつとこう、何とか行政のほうで考えてやることができないかというのは質問の趣旨でありますんで、その辺をちょつとあればちゅうか考えをお聞きしたいなと思いますんで、参考までによりしくお願いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 先ほど木戸口議員さんがおっしゃったように、高齢者の方にとっては、筋力を維持するということはもう大変大切なことであつて、介護認定の中ではやっぱり、介護に至るまでの有所見を見てみますと、高血圧の方や心臓病の中に、やっぱり関節の疾患というのがかなり多くの有所見率を占めております。

そのような中で、先ほどラジオ体操とおっしゃっていただきましたが、ラジオ体操も毎日テレビのほうでやってもみえますのでそういうことをしていただくのも一つですし、当方におきましては、ケーブルテレビにおきまして、ニコニコ体操、ゆうゆう体操そこに先ほどお伝えしたフレイル体操をつけ加えまして、高齢者の方が自分の好きな時間に体操ができるように、何回も何回も繰り返し流させていただいております。高齢者一人一人の方が意識して、そういう体操をしていただくということが本当に大事だと思います。

また、体操に関してお伝えするであれば、まず先ほどお話をさせてもらったつどいの広場っていうのは、体操を中心に介護予防していただいている自主団体グループでございまして、そこに向けて行政といたしましては、理学療法士さん等の講師派遣をさせていただいて、いかに動かしただ中で関節を使ったり筋肉を使うかというような説明も加えさせていただいて、一緒にさせていただいております。ですのでこういう自主活動が、リーダーさんも含めて大変ではござ

いますが自主活動が地域に増えていくと、大変ありがたいと思っております。

加えて、今認知症の予防も含めまして、今ちょっと考えているのが、スクエアステップ等の認知症、頭で考えながら体操もするっていうような、そういうふうなステップがありまして、そちらのほうは、指導者、次にリーダーづくりをして、地域に広めたいとも考えております。

そのようなことで多気町として、高齢者の皆様に筋力アップをしていただけることが本当に大事なことだと考えておりまして、これからの介護予防につきましては、そこを重点に実施していきたいとも思っております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） 健康福祉課長から、答弁のあった一部にちょっと関連をいたすわけですが、認知症に関連いたしまして2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。

介護認定を受けていない、ちょっと今も触れましたんですが、いわゆる、介護予備軍というのがございまして、もう介護まで至らないという予備軍ですね、の方は、医療機関や民生委員さんからですね、相談はこちらへあんのかどうか。それからそういった関連の情報共有というのは、されておるのか。

認知症は、誰もがなりうる、これからになりますと、すごい人数が認知症になるそうでございますんで、誰もがなりうる病気であります。年齢とともに、それについて、本人や家族からですね、いわゆる電話等で相談等は、あるのかどうか。これまず教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） 当町包括支援センターには認知症指導の支援員も置いております。いろいろな相談が入ってきてるのは現状ですが、中にはまだ気づかずにみえる御家族の方もみえるかと思います。

そのような中で、講座の中では、認知症を理解していただくというような講座もしながら、当方で相談を受けている状況です。

また、地域には民生委員さんがお見えになりますので、民生委員さんを通して、当方に相談が来ているような状況でもあります。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番（木戸口 勉幸） そういった中でもですねひとり暮らしの方の接触や状況確認というのが非常に、大変重要なことになっておるわけですが、これらは日頃どうやって行っているのか。

またいわゆる、電話相談っていうんですか。電話をこちらがかけていろいろ相談に乗っているのかどうか。そこら辺もあればですね、参考までに二つ目の項目を教えてください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長（森本 直美） ひとり暮らしお1人お1人の方に御連絡するということはなかなかできていない状況ではございますが、先ほども申しました民生委員さんがひとり暮らしの高齢者、または高齢者世帯のほうに配食サービスをしていただいております。

そのようなことを通して、地域で見守っていただいておりますので、そこからお声を頂いたり、御報告を頂いたりっていうのが大まかなところでございます。

あとは皆さん、いつでも相談をしていただきたいということで、包括支援センターがありますので、何かあったらいつでも相談をしていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番(木戸口 勉幸) このようなお話、相談は、現実的に件数は別としても、あるわけですか。

○議長(志村 和浩) 当局の答弁を求めます。

森本健康福祉課長。

○健康福祉課長(森本 直美) この日が認知症の相談日っていうのは設けてはおりませんが、常時、相談を受け付けているというような状況でございます。

○議長(志村 和浩) 答弁が終わりました。

木戸口議員。

○3番(木戸口 勉幸) 以上で3点目の質問を終わります。私の質問、全て終わります。

以上でございます。

○議長(志村 和浩) 以上で、木戸口議員の一般質問を終わります。これより10分間の休憩に入ります。再開は10時20分とします。お願いいたします。

(10時09分)

(10時20分)

(9番 前川 勝 議員)

○議長(志村 和浩) それでは休憩を解きまして再開します。2番目の質問者、前川議員の質問に入ります。

9番 前川議員。

○9番(前川 勝) 私は一問一答で、2問を質問させていただきます。項目といたしまして、多気地域3保育園統合・開園はいつか、ということとですね、もう1点。多気地域4小学校統合3校先行統合の課題ということでお伺いをさせていただきます。

まず1点目です。現在進められている保育園建設予定地の造成工事は、当初

計画ではこの秋には完了し、次の工程に進める予定だったはずですが、進んでいない状況があるように思います。

そこで1番といたしまして、建設開園に向けたスケジュールが、6月の段階で半年の遅れだったが、現時点ではどれだけ遅れているのか危惧するし、果たして、開園がいつになるのか正式な話がいまだございません。

新園舎が出来次第開園の話も聞きますが、私は統合小学校の時期もあり、ここはじっくり取り組み、確実な保育園に仕上げるためにも、令和9年度4月の開園がベストではないのかと考える次第です。保護者の皆さんも心配されており、いつの時点で決定し発表されるのか見解を伺います。

そこで、資料といたしまして2月の15日に全員協議会で示されましたスケジュール表をここにアップ、モニターさせていただいております。答弁をまずお伺いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） 統合こども園の開所日の御質問に対しまして御答弁申し上げます。

まず、令和8年4月の当初計画開所予定であったこども園につきましては、延期となっております。延期となった開所日については、現在においても未定となっております。

当初予定しておりました令和8年4月の開所、令和8年3月に建物の完成を予定しておりましたが、造成工事等の遅れにより、約半年間の遅れが生じております。

この件につきまして、開所は令和8年の秋以降になること。また、開所の決定につきましては、年内に改めて公表させていくことを、この4月に保護者説明会や多気町ホームページのほうで皆様にお伝えさせていただいております。

開所日につきましては、現在引き続き造成工事の進捗状況を踏まえ、いつ開所するのがよいのか、秋なのか春なのか、効果の検証をしっかりと行いながら、

年内までには決定したいと考えております。

開所日が遅れたことにつきましては、住民の皆様には大変御心配をおかけしております。ですので、変更となる開所日につきましては、慎重に決定を行い、発表におきましては、子育て家庭を中心に、工事の進捗状況や最新の園舎デザイン等の説明とあわせて、年内に説明会を開かさせていただく予定でございます。

説明は以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） これまでお話しされてきたことを、こども課長、西村課長お話しされたんだと思います。しかしながら、造園工事が、今現実的に、どこまで遅れているのか、8月の段階で半年遅れていると全体の半年遅れているとこの赤い枠の部分が遅れている部分だったと説明を受けております。それで現時点で、9月ですね、なった段階で、この赤い枠がもっとずっとどこまで遅れているのか、このままでとまっているのかという部分ですね、造成に関していかがなんでしょうか、お伺いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 今から私のほうから答弁させていただきたいと思えます。先ほどこれ担当課長に聞きましたら、今年の2月の全協でお示しさせていただいた工程表ということでございます。これでいきますと造成工事がですね、今年の6月から来年の5月末、要するに1年間というふうに表示されております。その後ですね、もう実際工事を発注しておりますけども、実際この折より開発許可がかなり遅れました。これは町がどうのこうのと言いますより県の許可を得る必要がありますので、不可抗力な部分というふうに考えております。そして御承知のとおり、ようやく盆明けに許可が入って着手を始めたというところでございますので、その時点で既に3か月ぐらい、これよりは遅れてるの

は事実でございます。そして、今日も雨降っておりますけども、造成工事はあくまで天候状況によるということもありましてですね、これからまだまだ、どういうふうな、工事スケジュールになってくんか非常に読めないところがございます。

ただ、これでは年度を越えるような工程になっておりますけども、実際、今年度末で工事が終わる契約で今現在進めておりますので、それはあくまで目標にしております。そして、仮に順調に今年度末終わったとしましても、それから県の造成検査であるとかですね、そういったもん入ってきますので、どうでしょう。それが、おおむね2か月ぐらい多分かかると思います。そして、建築確認の準備等も入ってきますので、それと照らし合わせますと、これでいきますと建築工事が来年の8月ぐらいになってますので、そんなにはずれてない。何とかその辺でカバーできるのかなと思っております。ただ、先ほども申し上げましたように天候次第というのがありますので、その辺はちょっと状況を見ていきたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） それで、再度伺います。現実的に、計画よりこのとおりいってるんだという答弁ですか。現実的にどうなんですか。遅れてます、どんだけ遅れとるんですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 造成工事に関しましては先ほど申し上げたように確かに3か月ほど遅れて着手はしました。

ただ、これに合わすべく、今現在、進めているところでございます。

そして建築工事につきましてはですね、造成工事が終わった後の先ほど申し上げたように、終わった後の手続が終わり次第ですので、順当にいけば、これ

ぐらいの時期には発注できているのかなというふうに私は考えております。

ですから、ひょっとしたら1か月ぐらい前後するか分かりませんが、おおむね建築工事についてはこれぐらいのペースでいけるんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると、この表といいますか、このとおり、基本動いていくだろうと、今の話だったというふうに思います。

そうすると昨日の町長の町政報告の中でも、令和8年度内の開所に向け、関係部局が一体となって建設事業に取り組んでいるという話がありました。

そうすると今の町長のお話、この町長の話も含め、工事が、これでいくだろうとすると、令和8年の秋、9月いっぱい、検査があつて10月でいけるだろうという、この表も含めてなんです、そのこのところをまずもう一度伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 今から建築工事に関しましてですけども、仮に8月着手としましてもですね、あくまでも標準工期っていうのがありますし、あとですね、物価高騰とかですね、まだ現時点でまだ読めないものがたくさんございます。そういったことを加味していきますと、もう少しこれよりは私は行程的に伸びるんじゃないかと思ってます、建築工事期間がですね。ですから、それがですから、このとおり10月なのか12月なのか、それがまだ現時点ではっきり申し上げられません。

ただ、前申しましたように、特例債期限が1年延長されたこともあってですね、最悪ですけどその年度内に終われば、それはクリアできますので、慌ててね、品質の悪いものを造るよりはきちっと仕上げていくべきだと思っておりますので、そういう考え方でおりますので、ですので課長が申し上げましたよう

に、開園時期はいつと申し上げられない。そこだけは御容赦願いたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 課長のほうからは、年内にその辺の発表というかはできるだろうという答弁も頂いております。その意味では、年内に造成の工事含め、形が見えてくるのだろうなというふうに思っております。

ただですね、いつ開園するかっていう部分の、今度は問題なんですけども、これでいくと早くっても10月ですよ。図面でいくと10月ができるだろうという、予定のところですね、建設工事が延びれば11月12月1月なんていうことになるかと思うんですけど、現実的に現場の保育士の先生方、それから当然こども課の担当課含めてですね、9月10月だったらぎりぎり、半年前倒していけるかも分からんですけども、11月12月1月なんていうところで完成しました、さあ開園しましょうといってもですね、現場サイドでは、これはもう町長1番よう御存じ、現場サイドのことはもう町長100も御承知されているとおりだと思うんですけども、そんなんもう1番最悪の1月に完成しましたと、最悪のケースでね。ほんなら1月に開園できるか。これはもう3月卒園迎えとるし、様々な条件、それから12月は子供の発表会がある。様々な行事がもう年間計画で、現場は組んでいる。そんな中でやはり、無理をする必要がないだろうと。だから具合を見て、そういういいタイミングで行かれるんだろうけども、まだ昨日の町政報告の中では、8年度内という町長の発言もございましたので、そこはやはり状況を見てですね、年度内に決めるっていうことは、答弁されてるんですけども、十分余裕を持った形、以前、私、突貫工事でっていうようなことを言わせてもらって町長からも何か、お話も頂いたように思いますがそんなことなくですね、合併特例債も1年延ばしてもらえることができたんだし、きちっとした余裕を持った形で、保護者、現場、こども課含めてですね町長も

含めて、全てがうまくいく開園の時期っていうのはやはり早い目に見ていただいて、発表、年内にすることですけども、ぜひですね、その辺親御さんの感情も含めて、決めていただきたいなというふうに思いますが、再度お願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 前川議員からいい御質問頂きましてありがとうございます。もうそのことは、議員からもそうですけども、担当課も含めて、もしも10月に完成したらどうすんのっていう話もしました。

10月から翌年の4月まで、新しい園舎出来たままほっとくということは、これはいかなもんかということになるんで多分、今の副町長の話では、もしかしたら12月か1月なるかも分からん。そうなったら、新しい子供たちを4月から迎えるということになるかと思います。ただ自分も長いこといろんな事業やってきましたけども、ふるさと村の動物園も含めて、こんな途中で、物すごい資材が上がって、それからもっと残念なやったのは資材が入ってこないということが、こんな経験したことがあまりなかったんで、今そんなような状況が続いているので、多少ずれるか分かりませんが、議員おっしゃっていたような令和8年度中の1番終わりだったら令和9年の春になるんですけども、そんなふうになるかも分かりませんが、その辺の時期はしっかり考えて、また保護者の皆さん理解得ながら開園に向けていきたいと思うので、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 町長の思いも、おありだと思いますけども、ぜひですね、現場サイドだったり、担当課であったり、職員皆さんの私も含めて、保護者も含めて、子供たちの生活様式どうなるんだということも含めてですね、ぜひ、

すばらしいタイミングの開園を望みたいなというふうに、今の町長の答弁でもそういう方向性は出していただいたのかなというふうに思いますので、次の質問へ入ります。

2番といたしまして、3月議会で統合保育園建設に向けた造成費、予算が5億円を見込み、6月議会で、実際の契約では2億3000万円と半額以下で、それはそれで結構なことではありますが、建設費予算については、25億円との発言もあったし、実際、保育園建設にかかる全体の費用は、どれだけ必要なんでしょうか。

また、財政計画（合併特例債、基金、借金、その他）はいかに計画を立てておられるのか、見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

西村こども課長。

○こども課長（西村 元伸） 総合こども園の建設費に係る費用の御質問に対しまして御答弁申し上げます。統合こども園の建設工事費につきましては、国土交通省等が示す単価をもとに算定した概算金額を、昨年、令和5年6月の全員協議会から御説明したとおりでございまして、この1年間につきましては、物価の動向、コスト削減を意識しながら園舎の設計を進めてきております。また園舎の積算の方も進めてきております。

具体的な建設工事費の額については明確になり次第、速やかにお示ししたいと思っております。

引き続き、建築資材や人件費の高騰などをしっかりコストのモニタリングを行いまして、建築設計の内容や事業費の精査のほうに努めてまいります。

また、財政計画につきましては、工事費については財政部門に報告を済ましてきておりまして、特に合併特例債の活用につきましては、令和9年3月までの竣工を最終期限と確認しておりますので、全額を有効活用できるよう、開所準備に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） はい、おっしゃった今の6月15日の全員協議会で示された金額は、造成費4億円、建設費30億400万円、総額は35億7580万円と概算ではありますが、ということで話は伺っております。その後建設費25億円という言葉、数字も上がっております。それから造成費については今の5億が2億何ぼで、その分のも下がっている。そうすると、いろんなものを引いていくと結構、このおっしゃった金額、物価高騰は結構もうこの段階も含めて織り込んでいるはずだと思うんです、もう物価高騰今日昨日始まったことではなくって、大分前から始まって、もうそれを折り込んだ数字を上げてみえるんだと思います。確かに小さく、大きくは変わることなくとも確かに変わることはあるかもわからないけど、その意味におくと、これ足し算するとそれこそ、トータル30億ぐらいでできる雰囲気のだと私はこの足し算すると思います、思いますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 私のほうから答弁させていただきます。単純に足し算されるとというふうにおっしゃってみますけども、まだ現在、詳細設計中の最後の段階でございます。だから金額も定まったものはまだ出てきておりません。

ただ造成工事につきましては、ただこれもですね今工事中ですから、精算が済んでませんので、最終金額幾らとかも申し上げられません。

そんなわけですね。来年度につきましては当然、建築工事の予算をですね、当初予算で上程、当然する必要がございますので、その折にはある程度かちつとした金額をまた提示させていただきます。

ですのでその折に、その段階でおおむねこれぐらいの、保育園整備事業としては総額になりますということは、またお示しさせていただきますので、もうしばらくの間お待ち頂きたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 確かにもう、おっしゃるように、これから設計、詳細設計はすると、当然そうだろうというふうに思います。

ただ今の合併特例債8億ぐらいですかね、予算、基金残ってるのが、合併振興基金8億ですね。それプラス、ほかの財政措置ですね。ちょっと一步踏み込んだ、そこら辺の財政上の計画といいますか、これはこのぐらい見込んでるといようなことを教えていただけますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） はい。前にも申し上げているかと思いますが、基金の充当であったりとかですね、有利な起債事業等も当然考えておりますので、その辺もあわせまして、来年の当初議会前にはきちっとお示しさせていただきたいと思いますので、御理解願います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） そうすると令和7年度当初予算のところで、建築費等上がった段階で、全てこのぐらいのお金がかかりますと、しかも、財政計画は、合併特例債8億、ほかのもの、様々準備をしてやる。何でこれを言うかといいますと、全てですね。小学校の次お金も要るわけだし、もう一つ言うならば、ごみ処理場の、これもおっきなお金が必要。財政的に今基金、本当にこの間の時点の基金財政調整基金37億あります。トータルは78億、全部合わせばね、それから福祉、教育費が7億やったか8億ございます。全然財政的に、足りない状況借金がすごく増える状況があるんじゃないかという部分、立て続けに続きますから、そこを心配して、何回もこれを伺っているところです。

いずれにしても、3月にあからさまに出していただける。そこには当然小学

校統合の、後でまた出しますけど、財政計画も含まれるわけですし、当局としては、すごいお金が要る話ばかりなので、この辺はきちっと詰めていっていただきたいなあというふうに、考えますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

筒井副町長。

○副町長（筒井 尚之） 先ほども来年度はですね、きちっと建築費の予算を上げさせていただくと言いましたけれども、当然、財政の確保がなければ、予算組めませんので、それも見越して当然上げさせていただくと。

それとですね先ほど申し上げられましたように、本当にそう、間おかず学校統合の話出てまいります。

ですからそれも見越して、当然、長期的な財政計画をですね、内部では検討もしております。

もちろん学校に関しましてはこの後話ありますけど、当然、つかみ予算ぐらいしか何ともまだ対応できませんけど、そのレベルでですね、これは要るだろうっちゅうことは念頭に置きながら、保育園はこれぐらいそして学校これくらいという形でですね、当然やっておりますので、そういうことで御理解願いたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） ぜひですねこれは財政計画を含めて、何かやるときはお金の段取りをして、物事を誰でも家建てる時にお金段取りせずに、そんな家建てるわけないんであって、お金の段取りはきちっと立った上で、個人でも家を建てる設計なり、準備する、例えばお金がこんだけないから本来なら 50 坪の家は欲しいけど、45 にしようか 40 にしようかと、こういう話になるんであってですね、町の場合はそんな簡単なものではないのは分かる気もしますが、財政計画はきちっとあってこそその物を建てることでありますので、これは持ってみえるけどなかなか議会に出してもらえないという部分がございますので、

昨年でしたかね、町長は 10 月ぐらいにはきちっと計画出すっていうような、お話もされてたか、昨年の 10 月ですよ、に 8 月いっかの段階で、10 月には示すことができるというようなこともお話もあったんですけどいまだ財政計画、議会に対して示されていないということは町民にも、当然議会に知らせていないから町民の皆さんも、どんだけどんなお金を準備して、どうするんかというのは、御存じないわけやもんでぜひですね、町民皆さんの思いというか心配も、させない、かけないような形も含めて、ぜひですね、うまく進めていただきたいなというふうに思います。3 月、7 年度予算を楽しみにというか、見せていただきたいなというふうに思います。

次の質問へ入ります。

○議長（志村 和浩） ありますか。はい、久保町長。

○町長（久保 行男） ありがとうございます。議会の皆さんも御心配、それ以上に我々は、細かい中身をもう少し、どんな形にするか、今、具体的に、個人の家建てるんやったら、お金どんだけちっちゃなせなあかんと言われてますけど、小学校にしても保育所にしても、なぜ建てなければならんというのは、もう聞いてもらったように子供数が減って、複式やら複々式やらなあかん。小学校 1 つ小さなクラスが 1 クラス 6 人か 7 人やと。これでは、学校運営できませんのでやります。

お金はある程度何とかしなければならないというのがどこの町でも同じだと思います。で財政当局と我々の中で、整理をして、保育園は概ねこのぐらい。学校はこのぐらいついていうのを、これから、ある程度固まってから議会の皆さんにお示しをします。でないと、間違った金額を出してしまうとまた、やりとりをかなりしなければならないことも出てきますので、もう少し待ってくださいというのは、副町長の話、ある程度の造成やら、それから建築費やら、見通しが立ってから、それできちっとした財政計画を立てて示していくということになりますので、途中の段階で、議会の皆さん、非常に我々財政当局も含めて、中身の検討をこれからやってかなあかんのやと、今言われたように、大きな家

建てるのを小さくせなあかんかと。それも同じように、学校もこんな形にせなあかんのかとか、部屋はこんなにせなあかんとか、これから詰めますので、もう少し、我々との協議も含めて、時間を頂ければと思います。よろしくお願いします。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 是非ですね、議会も、心配というか、しております。しかも、そういうことも議会と当局の議論も、当局がきちっと決められたもの、答えだけぽんともらうんでなくて何かそれ答えが出るときまでの様々な議論も一つの大事なことになるんじゃないかなっていうふうに思いますのでぜひよろしくお願いします。次へ入ります。

多気地域4小学校統合3校先行統合の課題ということでですね、令和13年の開校に向けて各方面の関係者29名による統合準備委員会が設立され、5月29日に第1回の委員会が開催され、いよいよ統合に向けスタートしました。

そこで1番といたしまして、ここに至るまでに長年の様々な経緯があり、一部、7月号の広報たきに掲載されておりますが、今後における新校舎建設、統合後の跡地利用等、保護者、町民が理解を深め、理解を得ていくために、改めて経緯経過を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それでは私のほうからお答えさせていただきます。

平成26年の5月から8月にかけて、字別の行政懇談会を開催しております。同じく11月には多気地域の小学校区ごとに統合について意見交換会を実施しております。これを受けまして、令和5年度に検討委員会とPTA役員との意見交換会を開催し、このときの委員会での結果は、統合するには時期尚早という答申をさせていただいております。翌年度の令和2年度になります。こちらには答申内容の説明と意見交換会を4地区にてさらに実施をし、その後令和4

年度に再度、統合検討委員会を開催し、5年度になりまして、統合に向けて進めるべきというふうな答申をしております。答申を受けまして、令和5年6月に、多気地域小学校統合に当たっての基本的方針を定め、後に建設予定地の文言等の改正が必要となったため、12月に一部改正をしております。6年度に入りまして、先ほど言われましたように、第1回の統合準備委員会を機に、関係の部会、さらには分科会も順次開催をしておるところでございます。

一つの部会である建設検討部会は6月、7月に開催しており、9月に第3回目を開催する予定であります。

現在の建設検討部会での検討内容としましては、新しい学校施設の建設に関することを主として協議しており、本年度策定予定の基本計画に掲載予定をしておる必要な諸室や建築計画の検討を進めております。

また、専門性が必要であろう諸室、いわゆる特別支援諸室や保健室、図書室、等につきましては、多気地域の4つの小学校から担当教員、図書司書に出席をさせていただいて、分科会を開催し意見を聞いております。

運営検討部会、地域検討部会、こちらは合同で6月と8月に開催をしております。9月に第3回目の開催を予定しております。こちらの合同部会での現在の検討内容としましては、「多気地域の小学校統合に当たっての基本的方針」に、お示ししております佐奈・津田・外城田小学校の3校先行統合について検討を進めております。また、保護者代表・未就学児保護者代表や30・40代の教諭の分科会も開催し、3校合同についての意見を聞いております。

以上が経緯経過となっております。

冒頭のところ、26年に行政懇談会を開催し、同年の11月に意見交換会、これを受けて、令和5年度と申しましたが、令和元年度に検討委員会とPTA役員との意見交換会を実施しております。ちょっとここだけ訂正させていただきます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 平成26年スタートに、今もう令和6年。長年に渡った当時町長がやるというお話されて10年後、ていうような話もあったかと思うんですけども、まさに10年のうえかかっている。ていうことですね、その意味においてですね、この経緯経過があったから今があるんですけども、もっとこうスムーズに皆さん町民の人に、お伺いというか聞いて、そういう形で進めてこられたわけやけども、そこら辺は何かこううまいタイミング、10年まさにかかったわけですけど、何かいいタイミングがあればよかったなっていうふうなこの部分については、私の思いはあります。

町長やろうと言ったんだから本来もっと、ここまでかけずに、保育所より先にやっていただけると、様々なものがうまく進んでいったんではないかなという思いが私はしております。

そこには様々な無理な部分が、町民の皆さんからそれを認められなかったと町長から言えば認められなかったということになるんかと思うんですけども、その辺のことはちょっと、後先が保育所と小学校の統合が後先したことが僕の中では非常に前も一般質問でもさせてもらったけど、残念なことになってしまったなっていうことを今聞いていて思いました。

町長、何か。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） ちょっと私のほうから言い訳を含めて。

平成26年に、もうそのときから子供が少なくなる、複式が出てくるか分からんっていうのを分かってましたので、学校統合の話をしました。前川議員からそういう言葉が出るのは意外だったんですけど、今、おみえの議員もそうですけども、その頃は議会のほうからも、結構反対がありました。保護者説明会も、反対の人の声が結構きつくて、個人的に町長さん何とか統合できたらよかったのになっちゅうのも平成26年から言われてました。

しかしそれ強引にやるわけにはいきませんので、平成 26 年の後、令和元年にもやりました。これも、委員会の中で、時期尚早という声が出ました。このときも、6 割の人は統合してほしいとアンケートの中であったんです、67%やったかな。そんだけあっても、議員の皆さんも変わってみえるけども、議会の中にも、町民の保護者の中にもありました。

で、もう一度、令和 3 年に、委員会立ち上げていただいて、諮問させていただいて、答え頂いたのが、統合すべきだと。令和 3 年の回答を受けて今回、順調にいま進めていただいております。

こういう進捗できてますので、あまり私の性格からして強引に進めるといかなんかということがありましたので慎重に皆さんの意見を見ながら、町民の皆さんの声を聞きながら、現在進めさせてもらっております。

ただ、平成 26 年にやりたい、やらないかんというて、これはもう、新聞でも上げてもらったんですけど、そのときと今と大分変わってきました。今が 1 番いい時期かな思ってますので、これから一生懸命気合を入れて進めていきたいなと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） 2 番目に入ります。第 1 回の統合準備委員会開催を経て、4 小学校地区外城田、津田、佐奈、相可地区で説明会が開催されました。

令和 13 年 4 月開校とずっと先の話と理解いたしますが、どこも参加人数が 10 人ほどで、関係者（議員、役場職員、その他）が多く、在校生保護者や、今後小学校に入学予定の保護者、町民の関心が薄く、開催の意義は何だったんだろうと心配するところです。

このことについての当局の見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。前川議員おっ

しやるように外城田地区 8 名、津田地区 9 名、佐奈地区 9 名、相可地区 10 名と参加人数は少ない状況でございました。

周知の方法につきましては、町の広報 7 月号、町ホームページ、町の公式 LINE 等にて実施をしております。周知不足だったのではないかとと思うところもございます。

しかしながら、頂いた意見はそれぞれの立場で申されており、特に未就学児保護者からは貴重な意見を聞かせていただきました。参加人数としては少ない状況でございましたが、今後の方向性やそういったものを考えていく上では十分に意義はあったと解釈をしております。

また、今後も節目節目には住民説明会を開催していきたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9 番（前川 勝） 私も、佐奈と相可と参加させていただきました。といいますのは、やはり、どういうこととお話しされるのかなっていうふうな思いがございました。

最初のお話申し上げたように、余りにも先の話なので、皆さん関係する人はもう現在、学校にいててももう私たちには関係ないという形のことになるのかなあというふうに思います。

そこで思いましたのは、やはり、今回やられたのはもうちょっとポイントを絞って、13 年開校とか云々、全体の話はいいんですけども、今回集まってもらったらもっと具体的に、佐奈で話されたと思うんですけど、令和 6 年度に何かあらゆることを決めていくというようなお話をされました。

その辺のことをもっと、ポイントを絞った、説明の仕方、関心を持ってもらえるきっかけがあればいいけど、たくさんの人がやはり寄ってもらって、知ってもらうことは非常に重要だと思いますので、今回、またポイントポイントで

開くということですが、もっとこう、こんなことを皆さんにお知らせしたいんやっていう具体的なポイントもあげた上で、開催されるといいんではないかなあっていうふうに思いますがいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） 御指摘のとおりこの後、節目節目には開催をしますが、先ほど言われたように、もう少し範囲を絞ったような、具体的な話につきましても、今後開催をしていかなければならないというふうには考えております。特にこの後に関しましてはもっとさらに細かいところを詰めていかなければなりません。そういったところに関しては、児童、それから未就学児の保護者にターゲットを絞ったような説明会の開催ではないかというふうに考えておりますので、この後計画していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 次の問題に入らせていただきます。モニターも映させていただいております。

佐奈地区説明会が、7月30日に行われ、令和10年度に計画している3校（佐奈、津田、外城田）の先行統合のことや、新学校名のことや、相可小学校のことや、校歌のことまで言及されておりました。

そして、それぞれを令和6年度中に、決定すると話があったように思っておりますが、初めて聞く話であるし、具体的に何を決めようとしているのか、見解をお伺いいたします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。

まず、3校の先行統合については、令和5年12月策定の「多気地域小学校統

合に当たっての基本的方針」、こちらに記載をしております。そしてこの基本的方針は町のホームページ等で公表しておるところです。

現在、準備委員会、各部会、分科会の中で、令和 10 年度開校の 3 校での先行統合について協議、検討をしているところは冒頭でも説明をさせていただきました。そして、令和 6 年度中に決定したい案件というのは、3 校の先行統合の是非でございます。

その決定によって、今後の行程が大きく変わるという説明をさせていただきました。仮に令和 10 年度に 3 校統合での開校を決定となった場合、令和 9 年度までに、先ほど言われた校名や校章、学校運営に関すること、学校関係の組織に関すること。それから通学手段、多岐にわたって検討が必要になってきます。

また、令和 13 年度、統合を見据えて、相可小学校との連携も必要というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員

○9 番（前川 勝） その説明会の中での、資料として概要版ですけども、多気地域統合小学校建設基本構想概要版というものも添付されていたものです。この中で、確かに私の中ではもう 3 校統合は決まっている案件なのかなというふうに思っていたわけですけども、まだそれが 7 番の事業スケジュールというところでも、10 年度に 3 校を統合することも視野に、詳細な検討を進めていると書いてございますが、ここは 6 年度ここまでをまず決定する、ということだけですか。

もう一度伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） あくまで 3 校統合はまだ現時点では決定ではござい

ません。

この後今年度中に3校統合するかしないかというのを決定をしたいと思います。

決定しないとなればそのまま令和13年の4校統合時までには様々な準備をしていく形になりますし、もし、3校統合をすとなれば10年度に開校という形でいくと、あと、7、8、9と3か年度しか時間がないので、その間いろんなことを決めていかなければなりません。ですので今年度中には3校統合の是非については決定をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 今の最初の決定をしたいという言葉も発せられましたけども、これまでの複式学級を含めて、子供たちにとって必要だから3校統合を先行統合するという本来の元の大事な部分があると思うんです。

それは検討委員会で様々なそのことも含めて検討されるんですが、今課長も決定したいというようなことも話されたので、3校統合は必ずや進められるのかなあというふうに、今は発表できないですか、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

岡井教育課長。

○教育課長（岡井 一宜） それではお答えさせていただきます。

先ほど一つ目のところで質問でお答えさせていただきましたように、今度第3回目の分科会を開催をします。

そこで今まで様々な分科会や会議を開いた中、意見を分科会でまずお示しし、分科会でおおよその方向性が決まれば今度準備委員会、もう一つ上の組織になります準備委員会で、3校統合の是非を協議し最終的に委員会としての回答頂いた後町のほうに報告をし、町のほうで決めていく。そういった流れで進めていく予定でございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 当然、委員会というものを立ち上げて 29 名でやってもら
っとる人たちの御意見をきちっと伺った上で話は進めていくという、まさにそ
うだろうなというふうに思いますが、これも含めて、やはり皆さんは、3校統
合は何か事実のものだということで、私も思ってたし、進んでいるんだろうな
って思いもありますのでその辺、今年度中にそこまでは分かると。そうすると
もう一歩ちょっと踏み込んだ形ですけども、学校名、校歌、相可小学校、これ
ももう先の話なんでしょう。多分、今ここでは言えないかと思うんですけど
もいかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） そこにつきましては、令和 7 年度以降に検討したいと
思います。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 分かりました。当然そうなるんでしょう。分かりました。
いずれにしても、今後、様々な課題、3校統合に対する課題ということで上げ
させてもらってます。

通学バスにしても、どこへ集まってどう行くんかとか詳細な部分もいっぱい
あると思います。今後、その辺がつめられた上で、また議会にも報告も頂ける
んだろうし、議論の中にも、議論の中というんは、議会と執行部との議論も進
めていければなあというふうに思います。次に入ります。

はい、4番といたしまして、先ほど保育園でも申し上げたわけですが、大き
く、財政ですね。土地購入、造成費、建設費等ありますが、財政計画の課題と

見通しについて見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） ただいまの御質問に私のほうから答弁させていただきます。

統合小学校の建設につきましては、財政運営上の影響は小さくないと思います。私どもとしましては、財政当局と調整しながら、なるべく支障を来さないよう、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） 以前教育長の発言の中で鎌田中でしたか、明和小学校、どっかの建設費50億とかという発言がどっかで聞いたように思うんですけども、いかがですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） はい。たしか私が全員協議会か予算委員会かの話の中でお答えさせていただいたことだと思います。

明和小学校につきましては現在、計画中ということで今、建設のほうへ入るとかと思っています。

そこで公表されとる金額がありますので、明和はそうだというふうにお答えさせていただいたのでございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） そのときの金額について、大丈夫ですか。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） これは明和町のほうで公表されてもおりますので、明和は50億を目途にっていうことで計画されておるっていうことでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

前川議員。

○9番（前川 勝） これも先ほど小学校と一緒にのことになると思うんですけども、財政なくして、もの建つわけないんであって、その辺やはり、担当課としてしっかり詰めていていただきたいなというふうに思います。

今度の場合、合併特例債ないので、もう大きなそれよりも大きなお金が今の保育所 35 億、30 億か、あれですけども、そこへ合併特例債なくって、基金は 37 億、教育福祉建設整備基金は 10 億、ある。これとこれ全部使っちゃうていうなら、47 億あるわけですけどもそれはそんなことはできないんであって、その辺も踏まえたですね、今後借金もこれから補助金も様々あるんでしょう。十分ですね、検討され、早い段階でですね、議会のほうへ、御提示頂いて議論をさせていただきたいなというふうにと思いますが、タイミング、どんなタイミングか、時期ございますか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

小林教育長。

○教育長（小林 真一） まだ今現在といたしましては整備事業費が幾らになるかっていうことが分からない状況でございますので、少しタイミングにつきましても、保育園のその後になるのかなあということでございます。しかるべきところにつきましては議会のほうへまたお示しし、協議のほうもさせていただければなと思います。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

○9番（前川 勝） 終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で、前川議員の一般質問を終わります。

ここで 10 分間の休憩を挟みます。再開は 11 時 25 分といたします。

(11 時 15 分)

(11 時 25 分)

(5 番 松木 豊年 議員)

○議長 (志村 和浩) それでは休憩を解きまして、再開いたします。

3 番目の質問者に申し上げます。現在の時間は 11 時 25 分です。通告者の持ち時間であります 60 分を加えますと、12 時を過ぎますので、申合せにより、通告の途中であっても状況を判断しまして食事休憩を途中で行います。

また場合によっては 12 時を過ぎての質問も状況によりは引き続き行うこともありますので、御了承ください。

では 3 番目の質問者、松木議員の質問に入ります。

5 番 松木議員。

○5 番 (松木 豊年) 日本共産党の松木豊年です。1 問 1 答方式で、2 つの内容について質問いたします。

マイナンバーカードと健康保険証を一体化した、いわゆるマイナ保険証、この問題についてと、多気町地球温暖化対策実行計画、この 2 つについて質問をいたします。

まず、マイナ保険証について質問します。今年度の国民健康保険証が発行されました。保険証と一緒に、今年 12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなりますとのチラシと一緒に送られてきております。今、画面で紹介したいと思います。今画面にアップさせていただきました。これが表面です。上を見ていただくと、先ほど読み上げましたけれども、今年 12 月 2 日から現行の保険証は発行されなくなりますというふうに書いてあります。

そして裏もお見せしたいと思います。この 1 番下を見ていただきますと、厚生労働省と多気町が、名前が並列して書かれております。大本はこれ厚生労働省でつくったものに多気町の名前を追加して印刷したものと思われれます。

さて、このチラシですけれども、12 月の 20 日から現行の保険証が、発行されなくなるということになりますと、この説明チラシを見てですね、保険証が

なくなったらどうすればいいのかと、というような不安と疑問が寄せられております。

政府は、今ある保険証を廃止して、マイナンバーカードに健康保険証をひもづけして、一体化したマイナ保険証に切替えようとしております。様々な問題が明らかになってきていますので、以下質問をいたします。

まず最初に、国民健康保険に加入しておられる方のうちで、マイナンバーカードを持っている方の人数と所持率、そのうち、健康保険証利用登録をしてマイナ保険証を持っている人の登録率、また、マイナ保険証の利用率の状況について説明をしてください。

併せて、後期高齢者の医療保険の加入者についても同様に説明をお願いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。

国民健康保険加入者のうちのマイナンバーを持ってみえる方、令和6年6月現在で、国保の被保険者数としては 2777 人のうち、マイナンバーカードを保険証利用登録されている人の数は 1937 人で、登録率は 69.8%となっております。また、医療機関窓口で利用された割合である、利用率につきましては 15.3%となっております。

なお、マイナンバーカード所有者数については、町全体でしか把握できておりませんので、全人口に対する所有者数は 1 万 1554 人で、交付率、6月現在では 82.5%となっております。

続きまして後期高齢者医療保険、加入者につきましては、6月現在での被保険者数 2661 人に対しまして、カードの保険者、利用者登録者数は 1909 人、カードの保険証利用登録率としましては 71.7%になっており、実際使われておるカードの保険証利用率としては 14.2%ということで、この率につきましては、

全国 1700 ほど自治体のある中で 48 位という高率になってございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） ありがとうございました。確認させていただきますが、多気町では、6 月の末の現在でマイナンバーカードが約交付率 82%少しということであります。で、マイナ保険証については、国保に加入している方が、69.8%の登録率、後期高齢者医療保険の加入者も、同様に登録者は、71.7%、6 割から 7 割、6 割強、7 割前後という、理解ができると思います。

そして、保険証の利用率については、国保と後期高齢者のいずれも 14 から 15%の方が利用しているというのが実態であると思います。

それでは続けてマイナ保険証を使うメリットについて伺います。このメリットについては、先ほど紹介しました送られてきたチラシにメリットが書かれていますので、そのメリットに沿って、詳しく説明を頂けたらと思います。3 点、書いておりまして、医療費を 20 円節約できるというのが①です。②がよりよい医療を受けることができる。③手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除、この 3 点が挙げられております。

このことについてそれぞれ、詳しく説明をお願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それではチラシのほうにありますマイナンバーカードを使う際のメリットとしまして、まずは①番ですが、医療費を 20 円節約できると書いてございます。

これにつきましては、マイナ保険証を利用しますと、紙の保険証で受診する際よりも初診料の加算、また再診料加算、それから調剤薬局につきましては、調剤管理料の加算、こういったものがあるんですが、これがマイナ保険証のほうで 20 円安く設定されておることになります。

それから、②番のよりよい医療を受けることができるということにつきましては、マイナ保険証で受診しますと、過去の薬や診療の情報、健診結果を医師がその場で確認することができます。

例えば同じ薬が処方されたり、併用してはいけない薬が処方されてしまうリスクが減り、正確な情報をもとに質のよい医療が受けられるということでございます。

③番の手続なしで高額医療の限度額を超える支払いを免除ということにつきましては、紙の保険証の場合ですと、医療費が高額になるとときには限度額適用認定証というものを役場の窓口で事前申請をし、提出すると、窓口負担が軽減されるというような措置があります。これに対し、マイナ保険証であれば、認定証なしで、負担が自動的に軽減され、役場へ行ったりする手続は不要ということでございます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。追加の説明をお願いしたいと思いますが、①についてですけれども、今の御説明ですと、診療報酬上での加算がつくつかないかということの違いで20円ほど節約できるという御説明だったと思います。同じ、例えば国民健康保険に加入していながら、マイナ保険証と紙の保険証で受診した場合に、医療費が違ってくるといふ不公平が生じるかと思います。その点についてどんなふうにお考えでしょうか。

同じ医療を受けても、持っている保険証の種類で不公平が生じるというのは、平等に医療を受ける権利を、損なっているものになるのではないかと思います。すがいかがお考えですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） これは厚労省のほうで設定された診療報酬等に

基づく設定になりますが、このマイナ保険証のほうであれば、情報確認の手間、医師の手間が省けるということから、この金額差を設けられると理解しております。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 私が質問させていただいたのは、同じ医療を受けるに当たって、料金が保険証の同じ国民健康保険に加入していても、持っている保険証の種類で、価格が変わってくるっていうのは不公平ではないかということについての見解を伺ったんですが、改めてもう一度お願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、保険者側から見れば、その価格差については不公平なようにも見えますが、これはそれぞれの保険証、マイナ保険証であったり紙の保険証を利用する医療機関側のほうからすると、そのことによって手間とかそういう時間の節約ということにつながるのであれば、そういった価格差が求められても仕方がないかな思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 医療機関側からのメリットということで、御説明頂きました。医療機関側からの見たこの制度については後でまた改めてお伺いしたいと思いますのでこの点については、①については以上です。

②について伺います。過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるということの説明ですが、どういうふうにこの過去の情報を見ることができるのか、この仕組みについて御説明ください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） これは各医療機関が持ちますオンライン資格確認の情報にアクセスし、御本人が、まずは受付窓口のほうで、そういった情報を医師が確認してもよいかっていうときに同意をするという方につきましては、医師のほうがオンライン資格確認システムのほうからアクセスをし、その方のこれまでの投薬状況であったり、健診の状況等を閲覧することができ、先ほど申し上げましたような、重複した調剤の処方を出さないようにするとか、出してはいけないような薬、こういったものが確認できるということで非常に効率的に使われるシステムになっておるということでございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） お薬については理解できますけれども、健康診断の結果が見られるというのは、どういう情報をオンラインで手に入れるようになっていんでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 健診の中にはいろんな項目で出てると思います。主にメタボ関係の情報というのが閲覧できると思いますし、また問診のアンケートのような、御自身のいろいろの生活の状況、実態が見て取れると思います。そういう中で、例えば糖尿病関連のですね、数値、こういったものも出ておりますので、腎疾患につながりそうな予備軍であるのかどうかとか、そういった情報が得ることができますので、その診断にそれらが生かしていただけるというふうに理解しております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 健康診断については、診断結果のデータそのものが手に入ると見られるという説明でよろしいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、そのとおりでございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 実はですね、このマイナ保険証にひもづけられて患者さんの同意を得て得られる情報というのは、診療報酬の結果の中身しか分からないんです。ですので、検査結果のデータが情報としてオンラインで得られることは今のところシステム上あり得ないんです。あり得ないんです。レセプトの情報なんです、得られるのは。薬について言いますと、それぞれ薬の名前が、表示されますから、薬については情報を得られます。

しかし、診療報酬の医療費の請求書の情報ですので、これは1か月とかから3か月ぐらい、以前のデータしか見られない、こういうシステムなんですね。ですので、ちょっと私は、今の健康診断の結果が見られるという、この説明については非常に懐疑的に思っております。

健康診断を受けたかどうかとか、受診したかどうかという情報は何らかの形で得られるかも分かりませんが、基本は、診療報酬レセプトコンピューターからの情報を、ひもづけするということになっていますので、個々の検査データの数値に異常な値があったとかないとかってということについては得られないというのが、関係者の共通した見方だというふうに思っております。

ですので、ここでいういい医療を提供できると受けることができるということについては、例えばお薬の情報はですね、お薬手帳というのがありますね。これ皆さんかかりつけの薬局とかでいろんな開業医の先生からお薬を出してもらったときに、同じような薬が重複して出されている場合には、薬局のほうで調整をして頂けるだとか、非常に便利なものです。

これは1か月前とか2か月前じゃなくて、もう今日もらった分をそのままシールで、手帳に内容が貼り付けられますので、災害対策としてもこのお薬手帳は必ず避難所なんかに行く場合にも、持っていくようにというふうに言われております。したがって、薬の内容をしっかりと見てもらえる。情報を共有してもらえるってことは、もうお薬手帳が1番、今便利で効果的であるというふうに、関係者の皆さんは言われております。ですので、この2番目のよりよい医療を受けることができるということについては、ちょっといかがなもんかなと。薬局の関係者の皆さんのお話ですと、お薬手帳が1番便利だと。いちいち画面を呼び出して、それでチェックするよりもお薬手帳を持ってきてもらって、それで見てチェックをしたほうがずっと楽だというのが医療関係者の共通した意見になっております。

続けて高額療養費制度についても伺いたいと思います。高額療養費制度は、医療費が高額になりそう。これは入院でも外来でも、受診されたり入院されたりした場合に、いろんな治療を受ける場合に、主治医の先生とか関係者から、これぐらい大分お金かかりそうですよというようなことは必ず言われると思います。ですので、そういうふうに言われた場合に先ほど課長からも御説明頂いたように、国保の方であれば役場の窓口へ行って、全額払わなくていいような手続をとれば何ら問題はない。全額払わなくてもいいということになると思いますので、そんなに難しい手続でもないと思うんですね。ですので、ことさら、このことを、便利だメリットだということで、挙げる必要もないように思います。

また、支払いが心配だというふうに思ってもですね。限度額の適用証の適用の認定証の交付申請をしなくてもいい方も、対象としてはあると思いますが、どういう方が交付申請をしなくてもいい方になりますでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 松木議員が先ほど言われました、健診結果が見

れないではないかということなのですが、これはマイナポータル、御自身のマイナポータルから、全く健診結果がそのまま写し出されますので、数値等が確認できるというふうなことでは聞いております。同じように医療機関でも見えるというふうに聞いております。

それから、限度額認定証につきましての交付の必要のない方といいますのは、区分が幾つかあるんですけれども、もう保険証で済むような前期高齢の方等については限度額認定書も要らない方もあるんですが、ほとんどの方それ以外の方は必要があると、紙で交付していただくということになります。

ですので、窓口に来ればということなのですが、来にくい方もありますし、紛失の心配もありますので、マイナ保険証のほうのメリットとしては、そういった限度額認定をいちいち求める必要がなく、そのまま1枚ですね、マイナ保険証カードで、医療機関で、医療機関側が確認できるようなことでメリットだというふうなことで考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。メリットについて説明を頂きましたが、幾つかの点で、ちょっと私も懐疑的なところがあるというのを申し上げました。

これまでの、厚生労働省の説明などをもとに答弁していただいているかと思いますが、引き続き実際はどうかということについて、見極めていく必要があると思います。

メリットについて伺いましたけども、デメリットについてはありませんでしょうか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） このデメリットにつきましては、マイナ保険証

としてマイナンバーカードと一体になります。そこで紛失、滅失等をした場合に、再発行を求める場合ですね。これは、このカード1枚につき1000円の手数料がかかるということがデメリットかなと考えます。

また発行もですね、今デジタル庁、厚労省から言われておりますのはできるだけ早く再発行できるように進めると。1週間ぐらいとかいう期間短縮のことを検討頂いておりますが、少し時間もかかるということになります。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。今のお話ですと、マイナ保険証をなくした場合に再発行が必要で、そのときに手数料が1000円かかると。その期間も1か月ほどかかるけれども、それについてまずなるべく短縮するような方向での努力をしていると、こういう理解でよろしいですか。

なくしたときのトラブル、デメリットがあるということですね。それではね、マイナ保険証をめぐってのトラブルについての調査結果がありますのでちょっと御紹介をして議論を進めたいと思います。

開業医の先生方で作る全国保険医団体連合会の調査で、2023年の10月から今年の1月のときまでの間に、アンケートをとってまとめたものであります。8672人のうち5188人、59.8%約6割の開業医の先生が、このオンラインでの資格確認のトラブルが発生したという、窓口での実際の診療に当たっている開業医の先生方の回答であります。

トラブルの内容はどんなことがあったかといいますと、名前や住所が黒塗りの丸で表示されているっていうのが67%。資格情報が無効であるというふうな表示が出たもの。該当の保険者番号がない、こういったもの。あるいはカードリーダーそのものでエラーが出て読み取れない。こういった回答が6割あったそうであります。

これは1月の時点でまとめたものですので、現時点では、そういった問題ト

ラブルも改善されているやに思いますが、実際の全国的な調査ではそういう結果が出ているわけであります。で、具体的な診療に関わっても、問題は深刻であります。コロナとの関係で、発熱を伴う風邪症状で医療機関を受診する場合などは、皆さん考えていただけると容易に想像できると思います。

まず受診する場合には、受診の意思を伝えても、車の中で待っててくださいとか、整備されている医療機関では、待合の少し一般の患者さんと隔離されたコーナーなどがつくられていて、そこで待つような状況もありますが、問題はね、受け付けなんです。マイナ保険証で受付するにはカードリーダーで読み取って、暗証番号で受付するかあるいは顔認証でやらなければいけませんが、発熱の方はコロナでの危険性もあるので、直接その受付をどうやってやったらいいのか。これが開業医の先生方が悩まれている1番の大きな問題の一つだというふうに伺っています。ですので、まず診察を受けるための受付をする、保険証で受け付けをすることが非常に困難であると。

これからまた冬場になって、コロナがまた流行するかもしれません。あるいは一般的な発熱などの症状が多発する。こういった場合の想定しますと、すごく大変な状況が想像できると思います。子供さんが同じように熱が出て受診する場合にも、親御さん保護者の方とかがかわって受付をすると思いますが、子供さんを車に残して受付をして、一定の時間のかかって手続をするということも大変な状況が想像できます。

また、先ほど全国調査の紹介をしましたが、県内の開業医の先生方の、保険医協会が行った調査、別の調査も紹介したいと思いますが、これは県内の高齢者福祉施設等介護施設を対象にした2023年の3月から4月に行ったものでありますが、51の施設から回答を得られています。

利用者、入所者の健康保険証を管理している施設が、92%。しかし、マイナカード、マイナ保険証の代理申請は、うちではできませんというふうに言っている施設が90%でマイナカード申請は家族がやったとしてもですね、マイナカードの管理そのものはやっぱりちょっとうちではできませんよというふうに、こ

の管理というのは暗証番号も含めてですけれども、この施設が 88%。つまり、9 割ぐらいの施設で管理ができないと、マイナ保険証の管理はできませんというふうに言っているわけです。

この人たちを、しばしば、病気になったりすれば、施設の方が医療機関に受診に連れていってもらったりするようなことが多々あるかと思いますが、こういった高齢者施設に入っておられる方は、非常にこのマイナ保険証については、使いづらいというのが状況だというのが寄せられています。

したがって、マイナ保険証は、メリットよりもむしろデメリットのほうが多いように思います。そして、まだシステムが構築中であります。未整備の部分がたくさんあると思います。先ほど再発行にも時間がかかるというふうに、言っておられました。ですので、私は、拙速に進めるべきではないというふうに、考えております。

そこで、次の質問に入りたいと思います。

○議長（志村 和浩） 松木議員、次の質問に入る前に、昼休み休憩に入りたいと思いますがよろしいでしょうか。

○5 番（松木 豊年） はい、承知しました。

○議長（志村 和浩） 一旦ここで切りたいと思います。では、ここで休憩と入りまして再開は 13 時とさせていただきます。よろしくお願いします。

(11 時 56 分)

(13 時 00 分)

○議長（志村 和浩） それでは休憩を解きまして再開いたします。

3 番目の質問者、松木議員の質問から再開します。お願いいたします。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） これまでマイナ保険証についてのメリットとデメリットについて、案内のこのチラシをもとにお伺いをしてまいりましたけれども、いろいろ問題もあることがはっきりしたと思います。

この説明チラシの最後のほうですけれども、ちょっと拡大しアップにしておりますが、今年 12 月 2 日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有していない方には、つまりマイナンバーカードを持ってない方についてのことがここに書かれておりますけど、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請頂くことなく資格確認証が交付され、引き続き医療を受けることができますというふうに説明がございます。

この資格確認証でございますが、素人から見ると今までと同じような紙の保険証と同じ機能があるものが送られてくると、自動的に送られてくると、いうふうに理解をしてよろしいのかどうか。こういう理解で問題ないか、見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 資格確認証についてお答えさせていただきます。

8 月に、現在、紙の保険証の 1 番最後の保険証、1 年間有効なものが送られました。その中に今回のチラシと一緒に同封されておりますが、この保険証につきましては、来年の 7 月末まで有効ということで利用が可能になります。

また、マイナンバーカードを取得されてない場合など、御本人の被保険者資格の情報などを記載した資格確認証が無償で交付される予定であり、そちらを医療機関の窓口で提示することで、引き続き医療を受けるということができるというものになっております。

あくまでもマイナ保険証については任意ということですので、切れ目なく全体的の方が同じような、今までと同じように医療機関での診療が受けられるように、保険証のほうもこういった資格確認証、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認証で対応するということになってございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。1番最初に12月2日からはもう保険証発行されなくなりますということが多く書いてあって、そのあとどうなるのかってのが皆さん不安の大きなテーマだったと思うんです。

マイナ保険証にじゃあ切替えるに当たっては、メリットもデメリットもあるというのが分かりましたので、切り替えるかどうかについてもそれは御本人の任意の判断でやっていただくということと、切替えなかった場合には保険証のかわりに資格確認証が自動的に交付されるということで、従前同様、マイナ保険証を持ってない場合もですね、健康保険証で保険診療を受けられるということの理解でいいかどうかを確認したわけですが、そういう御説明だったと思いますので、この点については一つ安心ができます。

続いて質問させていただきます。先ほどの答弁の中にもありましたけれども、マイナ保険証の方が保険証を使えない場合の救済措置があるのかということをお聞きしたいんですが、使えない場合は、失効、紛失したとかってということで、先ほど再発行の手続があるんだということでしたけれども、再発行までに一定の期間が要しますので、その間の資格を証明するようなものってというのが何かあるんでしょうか。

それらも含めて、保険証が使えない場合、例えば医療機関の窓口でカードリーダーが読み取れなくて、当初では保険診療でなくて、全額払って後で払戻しをしてもらったとかそういったトラブルが多発したというのも伺っていますが、そういった場合の救済措置について分ければ御説明ください。

○議長（志村 和浩） 通告書の（5）でよろしいですか。

当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） マイナ保険証の方が保険証を使えない場合の救済措置ということですが、この場合につきましては、先ほどの、例えば要配慮者という方等もございます。要介護高齢者であったり障がい者等の方を指しますが、この方が受診する際に、マイナ保険証での受診が難しい場合につきまし

ては、申請により資格確認証を交付するというのが措置としてできます。

また、これは申請を頂いてそのマイナ保険証をお持ちですけれども、資格確認証のほうで交付するというようなものになります。

またマイナ保険証の利用登録を解除したいという場合につきましては、国民健康保険及び、後期高齢者医療保険の被保険者の方が、町民環境課の窓口で申請を頂いた上で解除の登録をし、解除できたことが確認した上で、マイナ保険証にかわる資格確認証を発行させていただきます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。そうしますと、先ほど御答弁頂いた、なくしちゃったと、マイナ保険証なくしちゃって再発行するまでに一定の期間がかかるけれども、その間に受診をしたいという場合には、いわゆる短期の資格確認証のようなものが発行されるというふうな理解でよろしいでしょうか。

よければそのまま質問を続けたいと思いますがいいですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） この場合には資格確認証というもので対応できるというふうに考えております。

それから、松木議員がいろいろと午前中のときに御心配をされておりましたマイナ保険証であるとカードリーダーがない場所、例えば発熱外来のところで読み取りができない場合どうするんだと言った場合は、そのカードリーダーが読まなくてもですね、医療機関によっては、「被保険者資格申立書」というものを書いていただいて、そこに何を書くかと言いますと、保険の種類であるとか保険者名、また会社に勤めてみえる方は事業者名、保険証の交付の受けた時期とか、また、自分の名前やとか、生年月日、住所、ことを書いてですね、署名

して紙で、医療機関のほうに出していただければ、保険証と同じような取扱いをするというような通達も出ておりますので、その点申し伝えさせていただきたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） ありがとうございます。今御説明頂いた、申立書をまた窓口で書いたりする手間が、また出てくるという問題とかですね、医療機関、医療従事者の側から見ても、保険証が1枚あれば、もうそれで診察にすぐ入れるという現行の保険証の便利なところがちょっとどちらかという欠落して、新しいシステムに無理やりこう、移行しようとしているような動きを強く感じるわけです。

この動きについては、私ども一人の思いで変えることができるかどうかってのはまた別問題ですが、ちょっとこうした制度設計が不十分な状況でこの制度が進められようとしておりますので、保険の加入者の皆さんは様々な迷いとか不安とか、混乱が起きると思いますので、今後とも窓口、役場の窓口も含めてですね、丁寧な対応等を強く要望しておきたいと思います。

続けて、大きな2番目の質問に入りますがよろしいですか。令和6年5月17日の議員全員協議会で、多気町地球温暖化対策実行計画の説明、質疑応答がありました。

全協では、計画の概要版を用いて説明が行われ、質問も多く出されましたが、時間も30分程度であったこともあって、説明や我々の理解も不十分なものに終わったというふうに言わざるを得ません。印刷してもらったものを持ってまいりました。これが概要版です。A4で21ページです。これが全文でA4版で81ページのものです。かなり膨大な内容です。分量もあって、内容もかなり専門的なものに関わっていますので、すぐにこれ全部を理解するというのは、なかなか大変だなというのが率直な感想であります。

計画はですね、2050年までに、温室効果ガスをゼロに削減しようとする壮大

な内容であります。

町長は「はじめに」の部分で挨拶をされております。「地球温暖化に関する問題をより身近に感じてもらうことや、町民・事業者・町が一体となって、取り組むことなどを目的として、本町の自然的・社会的特性を踏まえた温室効果ガス排出量の削減目標や目標達成に向けた今後の具体的な取組や施策などを定めた」というふうに挨拶で述べておられます。

計画は、この令和 12 年 2030 年度の温室効果ガスの排出量を、2013 年度比で、48%以上、削減する。半分近く削減するということです。そして、2050 年度までには、温室効果ガス排出量を実質ゼロにしようとすることを目指しております。

国連の I P C C でも、「1.5℃特別報告書」というのを出して、2050 年度までに実質ゼロを達成できないと地球環境が大変な状況になってくるということを警鐘乱打して、各国の努力を求めているわけであります。

2050 年度までのことを、全て問うには時間も、能力も限られていますので、取りあえず、2030 年度の折り返しといいますか、までの計画の中の幾つかについて、以下質問をさせていただきます。

今後追加的な対策を見込まない場合の、令和 12 年度、2030 年度の B A U 温室効果ガス排出量を、省エネ施策と再生可能エネルギーの導入で、2013 年度比で 47%削減するという内容を「B A U 現状趨勢シナリオ」、これは今、図面、画像でお示ししたいと思いますけど、このシナリオのグラフがございますので、このグラフをもとに、計画の内容について説明をお願いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） それでは計画の B A U のグラフについての説明をさせていただきます。

B A U といいますのは現状趨勢ということでこのままの状態が続いた場合、B u s i n e s s A s U s u a l という略ということになります。このシ

ナリオの中で、こういった削減になるかというものを示しております。

政府目標では、令和 12 年度に基準年の平成 25 年度に比べ、46%の温室効果ガスを削減するというものになっております。

今後追加的な対策を見込まない場合の B A U は、そのままであれば、36%の削減率にとどまってしまいます。

これに対し、省エネ施策による削減効果を加えることで 46%まで、さらに、再エネ導入と森林整備による吸収量の効果を加えて、48%まで削減していこうというような計画でございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5 番（松木 豊年） 今のお話、お話だけだとちょっと理解ができづらいと思いますので、今、画像でちょっとアップさせていただきました。

左の 1 番大きな、高いグラフが 2013 年の何にも対策をとらない場合の、温室効果ガスの排出量の総量です。内訳については色で書いてあります。1 番大きいのがブルーで産業部門、そのほか業務その他部門、家庭部門、運輸部門などで分かれて排出量が書かれております。で今日お伺いしたいのは 2030 年までにこれを全体としては、48%にしていこうというのがこの計画の中心的な中身です。何も対策をとらないとどうなるかというのがこのグラフですけれども、取組としては、省エネ、省エネルギーですね。それと再生可能エネルギーを使うことで、両方からの取組で削減をしていこうという、こういう理解でまず大きな理解としてはよろしいかどうか、もう一度お願いします。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） そのとおりでございます。

○議長（志村 和浩） 松木議員。

○5 番（松木 豊年） そうしますと、産業部門のところについてはですね、町

として特別、削減をすることに特段の関与はしないということで、主に、再生可能エネルギーをどう、町として導入するのかというのが大きなテーマの一つになろうかと思います。37%までは、省エネと再エネで削減をして、1%を森林で吸収して、トータルで38%以上を目指すということ。すみません、47プラス1で48%ということがこの計画の中身だと思います。

そうしますと、太陽光パネルを中心とした再生可能エネルギーが当町では、様々な検討の結果、1番的確な、エネルギーの確保だというふうに全員協議会でも答弁頂いております。

その際に、いろんなトラブルとかが、起きないように様々な配慮が必要だというようなことも、答弁で頂いておりますので、それらのことについて、現時点でどのようなお考えがあるか、見解をお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） この削減につきましては先ほども、松木議員のほうからも紹介がありましたように、省エネ、これは各家庭、また公共施設、これもそうです。産業界もそうなんですけれども、各建物のいろんな省エネの導入、今、蛍光灯の製造も、もうしばらくすると製造が中止されるというところも出てきておりますし、それをLED化に変えるとか、また建物の断熱性とかを高めた省エネタイプの建て方にし、省エネ、まず生活の様式もいろんな変容を頂いた上でですね、省エネによる削減効果を出すというのが一つと、それから再エネなんですけれども、再エネは今多気町内で考えられ1番考えやすいというのが、先ほど申し上げられた太陽光発電になります。

太陽光発電につきましては、各家庭の屋根、また事業所の屋根の上につけるタイプもありますし、それ以外で野立てと言われる、平地につくる太陽光もあります。

これらの推進、これは多気町、以前からもやっておりますが、町の単独の補助等、それから県の、今年に入ってからですけれども、上乗せ補助も活用しな

がら推進しているところでございます。

また太陽光のいろんな課題も指摘されてきております。こういう中で国県、また近隣市町もいろんな取組をされ、いろいろルールづくりをされております。こういったルールをもとにですね、できるだけ、地域住民の方に、問題が発生しないような、監視また指導をこういったものを続けていく必要があるかと思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 計画のですね 22 ページに、地域特性に配慮した再生可能エネルギーの導入、地域資源の有効活用ということが書かれておりまして、ちょっと漢字で難しいんですが、地域裨益型の再生可能エネルギー、自家消費型の太陽光発電、エネルギーの地産地消の取組を進めるということが書いてあります。

これらについて簡単に結構ですので、具体的に説明をお願いしたい。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 地域裨益型の再生可能エネルギーと申しますのは、再エネ事業の収益が地域にとどまるということでございます。例えば太陽光発電をし、その売電というのは町外に出ていくものがほとんどですので、これを地域にとどまるような仕組みづくりが必要と考えております。地域における投資で収益が出て、地域の中で所得として回っていく発電事業、例えば未利用地の有効活用であったり、地方銀行の出資を得るもの、また、地元企業の施工であったり、一次産業との組合せを合わせ、災害時の優先的な電力供給といった地域に歓迎されるような発電事業が必要かと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） そうしますと、地元とかなりこう友好的に密着して協調して取り組んでいく事業ということが基本になろうかと思いますが、そうでないような場合を、様々な形で調整をして、スムーズに進めていくというような調整機能などが求められていると思いますので、その点でもぜひ、イニシアチブを発揮していただくことを強く指摘しておきたいと思います。

環境保全審議会等で集約した中身として、温室効果ガスの排出量のほとんどを産業部門が占めているが、カーボンニュートラルを進めていくことによって、工業会の規制にならないように進めてほしいという意見が紹介されております。計画の21ページです。この意見についての見解を伺います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） カーボンニュートラルを進める上で工業会の抑制にならないようにというような意見でございますが、これにつきましては、政府のほうも経済産業省の産業政策としてのグリーン成長戦略というものがございます。これら温暖化への対応を、経済成長の制約やコストと考えるのではなく、成長の機会ととらえて脱炭素化に向け、打ち出された政策ということです。

具体的には脱炭素化プロジェクトを支援する、グリーンイノベーション基金の創設であったり、企業の脱炭素化投資を後押しする税制措置や、新技術の導入が進むよう、規制緩和など、企業活動を抑制するのではなく、後押しする環境を整備していくというものでございます。

また、環境省でも、省エネ設備導入等に対する企業向けの補助金を創設しております。これにあわせて多気町でも、地球温暖化対策実行計画においても、国、県と同じように企業を応援するような計画としてございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） この工業会の抑制にならないようにという、その危惧の念を出されているのは、ある意味ではもっともなことだと思いますけれども、やはり、この問題を前向きに取り組むに当たってはですね、技術革新だとか、いうことを促進をして、省エネルギーの技術をどんどん開発して、工業会もそのことによって、もっと意欲的に生産も増やしていける。こういう循環をつくっていく必要があると思います。ですので、こういうことを心配されてるっていうことが非常にちょっと寂しい思いがするわけですけども、先ほど御紹介頂いた政府の取組などもですね、よく共有して、とにかくこの排出量をグラフで見ても一目瞭然ですけども、産業部門の排出する量が圧倒的に多いわけですので、ここをきちっとやらないとですね、多気町で太陽光パネルを普及するといっても、これはもう限界があります。

各家庭の屋根に、屋根型の太陽光パネルで自家消費型でやるといってもこれはもう、非常に全体の量に比べると微々たるものだというふうに言わざるを得ません。その意味で全体がうまく進むようにですね、2030年度までに、年次計画を立てて、しっかりどこまで到達しているのかについても、町民の皆さんによく分かるようにアナウンスをしていただきたいと思います。

あわせて、こうした立派な計画書ができたわけですので、この実行計画をですね、町民の皆さんにもっともっと知っていただく必要があると思います。これは、町長の挨拶の中でも、町民の皆さんに知ってもらう必要があるということをおっしゃられますので、そうした取組、啓蒙といいますか、それらも含めて、積極的に行うべきだと思いますが、見解をお聞かせください。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい、脱炭素化を推進する上では、日常生活における省エネ行動や、省エネ製品の購入を促すなど、町民の意識改革が必要となってきます。説明会だけではなく、様々な機会をとらえて情報を発信してい

く必要があると考えております。

また、これは単独の町だけではなく、広域で近隣の町とも連携をし、いろんな講演の場であるとか、そういった情報発信の機会をつくっていきたいとも思っております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

松木議員。

○5番（松木 豊年） 先ほど紹介もさせていただきました町長の御挨拶もこの最初に、顔写真入りでございます。ぜひこれを、僕は全てまだ、理解できてるわけではないんですけれども、カーボンニュートラルに向けて、町として実行計画をつくったっていうのはすごく意味のあることだと思いますので、必要によっては見直しや内容の追加的な充実とかも、この 2050 年までの計画ですの
で、必要だと思います。その意味で、ぜひ町がイニシアチブをとって、全体の合意がつかれるようにお願いしたいと思いますが、町長、見解ございましたら。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保町長。

○町長（久保 行男） 松木議員ありがとうございます。前向いた御質問を頂きました。

多気町は御承知のようにもう平成7年、シャープさんが立地していただいてから、個人の家庭の屋根、4キロワットをもうずっと載せております。これも
う約 400 件弱の御家庭に、今はいろんなところに太陽光も入ってます。で、多気町とそれから周辺の6つの町で、ゼロカーボン宣言をやってます。私とこの町だけではできませんので、いろんな取組をしていきたいと思
います。

質問の中で、省エネ再エネのことも言われてました。省エネにつきましてはある企業へ先週訪問に行ったら、もう昼全部電気を消して廊下も真っ暗。節電
やってます。これは私たちの役場も同じですけども、昼は電気を消したりと、暖房の冷房の温度を調節したりとか、こういうことも含めて取り組んでいき

いと思います。よろしくお願いします。

○議長（志村 和浩） 答弁終わりました。

○5番（松木 豊年） 以上で終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で、松木議員の一般質問を終わります。

少しここで映像機器の調整作業が必要となりましたので暫時休憩といたします。そのままお待ちください。

(13 時 30 分)

(13 時 31 分)

（2 番 坂井 信久 議員）

○議長（志村 和浩） それでは、映像機器の調整作業も終わりましたので、休憩を解きまして再開いたします。

4 番目の質問者、坂井議員の質問に入ります。

2 番 坂井議員。

○2番（坂井 信久） 今回、私は2点の課題について、通告をいたしております。質問方式につきましては、全で一問一答方式でございます。

いましばらく最終の当番でございますので、しばらく御容赦頂きたい、時間を頂きたいとこんなふうに思っております。

1つは一級河川佐奈川の河川改修計画と関連課題について、2つ目が、多気町地球温暖化対策実行計画と、再生エネルギー（太陽光パネル設置）についてでございます。どうかよろしくお願いをしたいと思います。

まず、1番目の課題でございます。ここ数年、地球温暖化が原因と言われております異常気象によります線状降水帯などの発生確率が上昇し、毎年日本のどこかで大規模洪水被害が起きております。

多気町におきましても過去最大の水害は、昭和 34 年 9 月に発生をいたしました伊勢湾台風により、旧多気町地域のうち、相可地区は東池上、西池上地区を除き、ほぼ全域が床上床下浸水の被害を受けたところでございます。

私の自宅も当時床上浸水をいたしまして、自衛隊の炊き出し、あるいは様々な応援を頂いて、2週間ほどそういうふうな生活をしたと覚えております。

当時、私も非常に幼く、水が出たときには、おやじの背中におぶられてですね、避難をしたということを覚えておりますけれども、後の復旧につきましても、当時は水道もなく、復旧には大変な苦労があったのではなかろうかというふうに思っております。

とりわけ、この相可地区に住む私どもは、兄国地区から河田地区までを、相可東部地域と呼んでおりまして、この地域暮らす多くの方々がいつも台風、こういうようなときにつきましては、水害を第1にですね、心配をしておられます。私もその一員でございます。その後、大規模の河川改修が行われまして、櫛田川につきましては、相可二区まで現在改修されておりました、佐奈川についても五佐奈地区まで改修されたところでございます。

先般、懸案でありました、佐奈川の朝長地内から西池上地内の県道新橋上下流部約500メートルほどの区間がですね、これ私「流れる」と書いてありますが訂正でお願いしたいんですが、「立つ」ですね、立竹木の伐採が国交省のほうで実施をされまして、地域住民にとって非常に心の安らぎを覚えておりました、周辺の住民みんな感謝をしておるところでございます。

これは当局、多気町の国交省への要望活動や地域住民の町当局への要請などがこのたびの結果につながったんだというふうに思っておりまして、私も非常にありがたい、こういうふうに思っております。

先般も上朝長地区の方にちょっとお伺いしましたら非常に喜んでおると、ぜひ町長に伝えてほしいと、こういうお話もございまして喜んでおるところでございます。

非常に前置きが長くなりましたけれども、国土交通省が所轄いたしております佐奈川の改修が、現在、先ほども申し上げましたように、五佐奈地区まで、終了いたしております。三重県が所轄するいわゆる五桂川合流付近から、上流部までの区間のですね、改修計画はどうなっているのか、ぜひお聞きをしたい。

まず、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 先ほどの質問にお答えさせていただきます。三重県が所管する五桂の合流部から上流の件につきましてなんですけども、質問の3番にもちょっと出てくるんですけど、実際整備計画については策定はしておりません。

また3番でも、回答させていただきますけども、町の要望について実際聞き取りを行って、必要であれば、予算要求を反映するという回答を頂いております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） 私も県についてはなかなかそういうふうな状況なんだろうなというふうな予測をしておりましたけれども、特に最近先ほども申し上げましたように、至るところですね、河川氾濫が起きておって、被害が出ております。先般、この1番につきましても、少し記述を議長。先般、8月末にですね、台風10号の影響でありましたので少しそこもつけ加えてお話をしたいというふうに思っております。

実は私はいつも工事にはですね、西山橋の観測カメラをパソコンで取り組んでおりましてすぐ見られるように実はそうしておりました。

今まで非常に河川水位が上昇いたしましてですね、もうあと10センチ20センチ上昇すると、氾濫が起きるというような場面が非常にたくさんございました。たまたま、先般、8月末から9月にかけての洪水時にですね、たしか左岸側が30日の午後2時頃に、一部氾濫したんではないかというふうな状況があったと思います。あの状況では恐らく水田が、時間も非常に短い期間でございましたので、水田が恐らく冠水したんではないかというふうには想像するんで

すけれども、あれが右岸側になりますとですね、恐らく、五佐奈の相可口停車場線ですか。県道までのいわゆる西側に当たる字の西側に当たるうちら、恐らくほぼ中里木材さんらも非常に大変だろうと思いますけれども恐らく冠水したんではないかというふうな想像がつくわけでございます。

私の経験からいきますと、西山橋の右岸が氾濫をいたしますと、恐らく半日ぐらいで、西池上から我々この多気地域ですね、多気駅周辺に恐らく流れ込んでくるだろうと。ああいう状況が続けばですね、恐らくそういうふうなことが予想されまして、恐らく、相当程度、冠水するんだらうというふうに思っております、この地域の改修計画を非常に待ち望んでおる1人でございます。

したがいまして、この国土交通省がですね、今完了いたしました五佐奈から上流部をどんなふうにご考えておられるのか、特にそこら辺についてはお聞きをしたい。

またあわせて、町としてもですね、これらの要請活動、これから取り組んでいくというようなことがございましたら、その辺の考え方についても少しお聞かせ願いたいとこんなふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

現在、国に対しては、松阪市、多気町、明和町の1市2町による櫛田川祓川改修促進期成同盟会の要望書に大きい2番といたしまして、佐奈川の整備等を含めた櫛田川の河川整備計画の見直しをすることという文言を入れ、強く要望し、大きな3番に、櫛田川に係る直轄河川改修等について、次の事業を強力に推進されたいということで、⑦番のところなんですけども、兄国地内の佐奈川堤防の強化、そして⑧番に仁田地内の佐奈川護岸の早期改修の2項目についても要望書に記載しております。

要望につきましては、毎年秋に、三重河川国道事務所、中部地方整備局、本

省の国土交通省へ、会長の松阪市長とともに要望を行っております。

今年度の予定につきましては、9月の26日に三重河川国道事務所へ、10月7日に中部地方整備局へ、本省国交省は、今のところ仮押さえですが、10月の22日から23日に要望に行く予定です。

また、町長とともに東京へ出張の際は、本所の水管理国土保全局へも、要望を行っております。

県につきましては、地元要望の聞き取りを9月5日に行いました。要望内容で実施する箇所については、令和7年度の予算要求に反映する形となります。

それと昨日、8月の16日に、櫛田川祓川改修促進期成同盟会の通常総会が松阪市産業振興センターにて行われ、総会前の意見交換会の中で、三重河川国道事務所長より、櫛田川水系の治水事業に関する最近の話題の講演が行われました。

そのときに町長より、現在、佐奈川の改修計画がない状態である。今後について、河川整備計画を策定してもらうようお願いしたいと強く発言され、所長からは、最近国では、気候変動を踏まえた河川整備基本方針及び河川整備計画の見直しを行っており、今回の佐奈川についても三重河川事務所としては整備内容について検討しておりますとお答えを頂きました。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。様々に私も3番目のほうの質問もですね、関連してお伺いしまして、それについてもきちっと答弁していただきました。ありがとうございました。

実は先ほども申し上げましたように、非常に今般、佐奈川はですねきれいにしていただいたというようなことで、喜んでおるわけでございますけれども、ここまで来るにもですね、御案内のとおり、野鳥の会が、木を切るのに反対、全然関係ない地域の方がですね、来て反対運動したりとか、あるいはアゼオト

ギリというふうな希少植物があそこに生息しておって、そのためにも中断をしたというようなこと、様々な障害があった中、現在を迎えておるとい、非常に私ども喜んでおるところでございます。

あわせて、今お聞きをしましたら、町のほうでも様々な場を利用してですね、あるいは要請活動していただいとるというふうなことをお聞きしました。非常にありがたく、何とか早い早期の実現を望んでおるところでございます。

ところで、関連をしまして、実は、昭和 34 年の伊勢湾台風のときにはちょうど兄国の相生神社の裏あたしが越流をしまして決壊をしたわけでございます。現在、相可二区までがですね、実は櫛田川としては堤防の改修が進んでおるわけでございますけれども、建設課長が知り得ておる範囲で結構でございますので、あれから上流部のですね、計画はどんなふう到现在なっておるのか。

特に相可川も最近では非常に住宅地も増えまして、もう氾濫寸前、そういう状況も知っておられると思いますけれども、そういう状況も二区の方から聞いておりますので、そこら辺についてもし課長のほうで分かっておる範囲でですね、櫛田川の二区から上流部の改修計画等について、分かっていることがあれば教えていただきたいとこんなふうに思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） 質問にお答えさせていただきます。

櫛田川から上流のところなんですけども相可二区から三疋田、それと鉾形までが国の直轄河川になっております。で、その部分についても地元要望がたくさん出ておりまして、護岸を改修してほしいと。という形で実際国にも要望しております。今のところ、回答頂いてるのが、まず護岸改修ではなくて、今荒蒔のあたり辺に竹やぶとかが結構生えております。今、朝長の合流、佐奈川との合流の角にも、竹やぶがあるんですけども、その辺が水がいっぱいになってくるとそこでせきとめられるというところがありまして、まずそれを撤去という形で、佐奈川の流木を撤去した後にそれにかかる形で今国も動いております。

続いて荒蒔のほうも同じように国は結構気にしておりまして、次回またそちらへという話は聞いております。あとそのほかの護岸についてはちょっと今のところ検討中という形で、なかなかちょっとええ返事はもらえないんですけども、これからもまた要望していきたいと思います。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。どうかよろしくお願ひしたいと思います。

それから、実はこれは以前にも私一般質問いたしましたことがございます。いわゆるその兄国地内ですね、湛水防除計画の件でございます。これなぜこういうふうなことを申し上げるかと申し上げますと、前もお話ししましたように櫛田川の佐奈川の堤防と、あそこに桜づつみ堤防ができたことによりまして、いわゆる佐奈川より下流部はですね、非常に堤防を強化されたと。ひょっとして越流をしてまたやられるとしたら、いわゆる佐奈川から上流部だろうと。そのときには、伊勢湾台風のときにはなかった佐奈川の堤防がですね、しっかりしたものでありますから、兄国から上流部が輪中になると。今の多気町の防災マップ見ましてもですね、兄国の牛を飼っておられる地域が1番湛水をするということであそこら辺で5、6メートルつくんではないかというような予想がしておるわけでございます。それで、実は私は兄国のあそこの畜産の方の若い方ら、兄国の方らと一遍話合いを持ちまして、そういうふうなことになったらどうなるのかなという話の中からですね、実は亡くなりました故村井議員から村井義美議員がですね、兄国におられて私聞いておるんが、当初、佐奈川の堤防をつくる築堤をするときに、国土交通省から向こうから、その水をどうすんのやというふうな兄国から問題を突きつけたらですね、ここへ湛水防除施設を、当初ですね、1番最初、もう今から恐らくそれで40年も50年前になると思いますけれども、そのときには国交省も、そのときは建設省ですけども、建設省

側からそういう話があったんやと。あそこへきとった扇田君っていうふうなおじいさんから僕らも聞いたことあるんやと。当初はそういうふうな湛水防除施設を国が設置をすると。でないとあそこへたまる水がはける場所がありませんからですね。そういうお話があったというようなことで、その話で、要請にお願いをしていただいたら、これは内水であるというようなことでなかなか難しいというようなことも聞いておりますけれども、これはあくまでも向こうから出た話なんで、そういうふうなことを心配しております。

それからまた御案内のように、あそこには2軒がですね、兄国の牛を相当肥育をしております、これが緊急の場合恐らく、頭数から見て避難させることは現実的に非常に難しいと。仮に、その牛がなくなるとですね、莫大な金額になるぐらいの頭数がございますので、そういったときに、国家賠償法で国へ裁判を起こすとかですね、そういうふうな話も実はいろいろ、雑談的にしておったんですけれども、そういうふうなことがございますと、やはり、国へ要請をそういうふうなことをしておったということのやっぱ経過というものも非常に大事になると私はそういうふうに思っておりますので、ぜひそういうふうなことを続けていってほしいなということを申し上げておりますけれども、この内水のこの点についてですね、もう一度確認のために、国がこのことに対してどういうふうに答えておるのかですね。湛水防除施設についてどういうふうに答えておるのか、これをちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

久保建設課長。

○建設課長（久保 義隆） それでは、先ほどの御質問にお答えさせていただきます。実際、内水についてなんですけども、実は令和2年5月26日、それと、令和5年6月22日に三重河川国道事務所長に直接、副町長と一緒に会いしております。そのときに佐奈川の件につきまして要望を行っております。

まず、令和2年のときの話なんですけども、所長からは、排水機場、言うたら、兄国の湛水防除、それとこのときちょうど、西池上でも多気駅のほうから

の幹線排水路からの排水ポンプも上がっておりました。その両方についてこちらから何とか要望をしました。で、所長から言われるのが、排水機場は河川より、堤防内のたまった内水を排出するものですと。排水機場を設置してもらっても堤防の決壊の防止にはなりませんということです。で内水を河川に流す排水ポンプはやはり町が設置するものではないかと思われると。

で、また堤防の決壊の防止といたしまして、令和元年台風 19 号の概要として国がシミュレーションを行っております。この台風 19 号というのが、令和元年 10 月の 12 日に大型で強い台風が伊豆諸島から上陸して、関東から東北を抜けております。日本の東で温帯低気圧に変わったんですけども、そのときの災害の内容が 6 つの県で 9 つの大きな河川が氾濫をしました。想定するのが死者が 90 名、行方不明者が 9 名、それと住宅の半壊と全壊が 4008 棟、と住宅の浸水が 7 万 341 棟というすごい台風がございました。

そこで国がシミュレーションを行いまして、それによりますと、全ての堤防が決壊の原因というのが、堤防の上を水が越えて河川側の堤防ではなく、民家側の堤防より、水が巻き上がって崩れたのが決壊の原因であったと、ということとをシミュレーションで出ております。

今後は民家側の堤防ののり面のコンクリートで補強しまして、堤防を強くすることを全国的に進めていると。佐奈川についても今後も検討していくと述べております。

で、このときもいろいろと細かい話もしておったんですけども、所長も結構その佐奈川を歩く、何か趣味が持っておりまして、議員が言われている兄国の牛舎のあたり、あの辺も確かに、ちょっとこの地図を見ながら話をしとったんですけど、やっぱその堤防自体が 1 番やっぱ薄いと。ですのでやっぱそれは裏側をコンクリートで補強すると強くなるので、それはもう堤防を強くするには、これからちょっと、そこも含めて考えていくっていうことを言っております。

あと、令和 5 年のときにも、今度所長がまた変わられて、違う所長になった

んですけども、そのときも同じように、今度は令和5年のときは相可二区から櫛田川へ排出する排水ポンプが要望がされておりましたので、その辺を強く要望をしました。

国の回答は同じ形になってしまうんですけどもやはり町河川の相可川からの櫛田川への合流のつけるためのポンプでありますので、やはりそれは町のほうで設置となりますと、国は設置はできませんということをはっきり言われました。で、その堤防の裏側のコンクリについても、令和2年と同じように、全国的にもそれを進めているので、また佐奈川のほうも、今度その計画が示されたら、その辺も強固な、堤防につくるっていう形もなっていくと思いますと、ということをはっきり言うておりましたのでこのときにちょっと述べさせていただきます。

以上でございます。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。引き続いて要請のほうよろしくお願ひしたいというふうに思っております。

また今のお話のいわゆる堤防の裏がいわゆる越流すると確かに、そっから崩壊すると、こういうふうなことが多いようでございますので、実は上朝長のちょうどカーブになっておるところがちょっと薄うございますので、ぜひあそのほうもですね、御一緒にこれから要請をしていただきたいというふうに思っております。

それから、実は、この今も申し上げました役場の町長さん以下、今日は幹部の方おっておられるわけですから、恐らくや、次の大災害のときにはですね、以前よりは、私は相可のほうの周辺の影響が非常に大きいんじゃないかと。今の兄国の佐奈川堤防がですね先ほど申し上げましたように、堤防がいわゆるせき止めると、水をせき止めるという形になりますと、伊勢湾台風のときに相可高校まで確か水がついたんですけども、もっともっと上流部になって水深も

深くなると。恐らく相可一区は恐らく全部床上浸水になるだろうと、私はそんなふうなことを心配しておるんですけれども、これは相可川も当然氾濫をいたしますし、バックウォーターが働いても水が流れませんので、恐らく水浸しになるということが恐らく想像されます。そういうふうな認識のもとでですね、これから町政のいろんな河川行政についても、ぜひ進めていただきたいというふうに思っております。

続きまして、この関連課題でございます。佐奈川の問題、これは前川議員も以前、発言されたかと思えますけれども、実は御案内のとおり、この4番目の佐奈川最上流部にですね、ある碎石場がございます。これは恐らく操業されてから恐らく60年以上経過をしておるのではないかなというふうに思っております。いつから操業しておるといえるのは私も分かりませんが、私の年齢からしても恐らく60年ぐらいはですね、60年以上操業されておられるというふうに思っております。

ご案内のとおり、雨が降りますとですね、白濁するわけですね、碎石場の粉が水にまざりまして。これを五桂池水利組合である我々の地域、いわゆる五桂仁田から始まりまして油夫四神田河田まで随分広い範囲をですね、灌漑しておるわけでございますし、それが真っ白な水で灌漑をすると。直接的な化学物質ではありませんので、実害っていうのはないんですけれども、ああいう状況が果たして放置されていいのかという問題がございます。

実は私、今年の7月まで、議長さしていただいております、県の議長会の各部長さんとですね、懇談をさせていただく機会に、県のこの頃環境部の中にですね、環境共生局というのができました。初代は女性の方の局長さんでございまして、私その方にですね、皆さん方も恐らく今度雨降った後に、グーグルアースを見てほしいんです、携帯の。そうするとちょうど佐奈川と松阪市のほうは孫川がきております。櫛田川へ合流したときに、真っ白なんですね、佐奈川のほう。で、孫川のほうは透明ですから、あそこで本当極端な、アマゾン川が何やら分かれて色が全然違うというような状況ができております。そのこと

を申し上げました。こういうこと果たしてええのかと。結局化学物質でありませんので、水濁法にも抵触えをせん、あるいは伊勢湾総量規制にも抵触をせん。こういう法的なことは逃れられてもですね、自然破壊が完全に起きておる、これはもう実際やと思います。恐らく私詳しいことは知りませんけれども、佐奈の方に聞くともうその五桂川から上流部にはハヨがおらんと、魚がおらん。蛸は見るんやってこれは平谷の人に聞きました。蛸は見たと。今年蛸はおったと。そやけどハヨは1匹もおらん。私も実は、池上橋からずっと堤防を歩いてみましたら、大峰橋の下にはこれぐらいの鯉が30センチぐらいの鯉が結構おりましたけれども、恐らくや五桂川から上流にはですね、合流部から上流部にハヨ一匹もおらんと。環境が全然もう違う。自然破壊もええとこやというようなことだと私は思います。果たしてそうそういうことがええのかどうか、ということで、私は県のほうにそういうことを申入れて、やっぱり行政指導なりですね、法の範囲がきく範囲はそういう形で指導頂きたい、また出来上やんことについてはですね、行政指導という形をもって、改善の手法をですね、指導していただきたい。こういう旨をお伝えをいたしました。聞きましたらばこちらのほうに職員が来たということでございますけれども、そういったときの状況なり、少し課長分かればですね、お願いしたいというふうに思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 佐奈川の水濁の問題につきましてですが、私のほうから答弁させていただきます。

議員申されましたように水質汚濁防止法、この法律につきましては、工場及び事業所から排出される水の排出及び地下水の浸透を規制することにより、公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図ることを目的とする法律でございます。

この規制の対象となる特定施設というのが定められておりますが、この特定施設の中に、上流部にある碎石工場は含まれないということになります。

また、伊勢湾の総量規制というものがございますが、閉鎖性海域である伊勢湾に流入する化学的酸素要求量CODと申しますが、ここで算出される有機性の汚濁物質、窒素含有量、及びリン含有量の総量を監視する制度になっておりますが、佐奈川のこれにつきましても、その砕石工場につきましては、水洗式の砕石ではなく、乾式の破碎施設になります。

よって有機性の物質であるとか窒素、リンを排出していないということから、いずれの規制の対象にも当てはまらない施設ということになります。

しかし、一定以上の雨が降りますと、広大な敷地にたまった粒子の細かい粉じんが雨水とともに佐奈川に流出し、白濁させてしまっております。これにつきまして国や県にも相談をしておりますが、法的規制がかからない状況にあるということで、非常に悩ましく思っております。

唯一、多気町と、昭和54年と58年に公害防止協定を結んでおりますので、この公害防止協定の中で環境対策についての規定をもってですね、行政指導に当たるといふことと、それから砕石法というのがございますが、この中でその計画を県の県土整備部のほうに上げるわけなんですけれども、その計画の中で、町の意見として、それが適当かどうか、その計画拡張計画が適当かどうかといふことの中に意見を申し述べるというようなことぐらいでしかないということになります。

長年続く白濁を防ぐためには、原因者である砕石工場側に対して、場内で粉じんを含んだ水を留める、ためる沈砂池であるとか調整池、こういったものの拡大、それから浄化装置の機能強化等、環境対策への投資を急ぐようお願いしているというようなところが現状でございます。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。様々な面において御指導頂いておるということで理解をいたしました。

私どもの住民の中にはですね、農業者の中には、実は、国会議員の出身の親族の方が経営しておられると、そういう影響で県らでもですね、遠慮して何にもよう言わないいいんやないか、という方も実はおられまして、こんな長きにわたってですね、こういうふうな水を流しておるというようなはたして日本のどっかにあるんやろうかという方もおられます。恐らく、こういったことを私機会あったら何か環境省にですね、直接国に何かお伝えをしたいと。ぜひ私の支持する代議士から、この問題1度、環境省のほうへですね、取上げていただくと、また日本国中どこにおりましてもグーグルアース見ていただいたらはっきり分かりますんで、こんなところ恐らく私は、真っ白なあんな水がですね、あんな大きな1級河川で流しとるとか恐らくないと思いますんで、そういう機会をとらえ、もっと国のほうでも、先ほど申し上げました環境共生と、自然破壊をせんというような動きになっておる中でですね、ああいうことがいつまでも放置されておるというようなことについて私は何らか対策を講じていかんとですね、言っていたかんといかんというふうに思う1人でございますので、そういったことをとらえて、私も個人的に、国のほうへお話をしていきたいとこんなふうに思っておりますので、引き続いてですね、引き続いて御指導のほうよろしくお願ひしたいというふうに思っております。ありがとうございます。この問題については以上で終わります。

それから次にですね、2番目の多気町地球温暖化対策実行計画と再生エネルギー（太陽光パネル設置）についてお伺いをしたいというふうに思います。

これについては先ほど、松木議員がですね相当詳しいお話も聞いておられましたですけども、私は少し違った視点からですね、このことについてお聞きをしていきたいとこんなふうに思っております。

これここに記載しましたとおりですね本年5月17日に開催されました全員協議会で説明ありました本実行計画について、本計画についての方向性は、多気町の特性を強みとして、国県と共にですね様々な取組を進めていこうという計画であると認識をいたしております。本町には他町にはないバイオマス発電

所が2基あること、豊富な自然環境や小規模ながら再エネ施設（太陽光パネル設置設備）がたくさん設置をされております。この計画書について、地域の強み、課題、機会、脅威等についての記述の中に、地域の意見の集約がありますけれども、現状では町民の方と大きく乖離をしておるのではないかというふうに思われますのでですね、ぜひこの計画策定について、何らかの機会を持って、特に先ほども松木議員がお話しされました環境保全審議会がですね、様々な意見を集約をしたというのは5ページに恐らく書いてございます、6つほど書いてございますけれども、どうもこの後またお話をしますけれども、そういったものが地域の意見というものが反映されておらんのではないかというような、懸念を持ちましたので、こういったことをまずお聞きをしたいと。

まず1点目がどういうふうな形でですね、意見集約をされたんか。環境衛生審議会がですね、どういうふうなことをもってされたんかっていうのをお聞きをしたいと思います。

この地域意見の集約については6つほど書いてございます。特に太陽光パネルですね。こういったことがここに記述が多いわけでございますけれども、この関連で実は、あとで申し上げますけれども、どういうふうな形で環境保全審議会がどういうふうな形からですね、意見集約をされたんかっていうことをまずお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 今回の地球温暖化対策実行計画の策定に当たりましたので、この地域での意見の集約ということなんですが、まずこの温暖化計画策定の前にですね、再エネ導入戦略というこの計画のものの戦略を策定した段階からなんですけれども、環境保全審議会の委員の方からも意見を集約しております。ですので委員会の中で、2回ほどこの計画についての意見を集約をさせていただいたのと、また、再エネ導入戦略と地球温暖化計画の実行計画の策定前に2回ほど、パブリックコメントとして募集期間を定め、広く住民の方

に意見募集を行っております。約1か月の期間、ホームページと役場や勢和振興事務所の窓口に閲覧コーナーを設けて、意見の集約をしております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） なぜ今回こういうふうな、質問させていただいたと言いますと、1番と書いてございます。実は、今年5月に昨年から始まりました、議会と住民の皆さんとの意見交換会を開催をいたしました。今年は勢和地域から開催を開始をいたしましたけれども、実は、その中身の話がですね、80%が、この太陽光パネルに関するお話でございました。特に勢和のほうについてはもう終始その話ばかりというふうな状況でございまして、そんなことになっとなのかなというような私は意外に感じたんですけれども、私も、当時その議長しておったというような、責任感というのか、そういうことがございましたので、今回、この問題をですね、一般質問にして、あの時議会いろいろ発言をしたけれども、以来誰もそういうふうなことを取上げてやっとなあということを示しがつかないので、私も、今回ですね、そういった意見の方が非常に多かったのですね、当局に対して、こういうふうな意見が多かったということをお伝えしながら、疑問点についても寄与するということで、今日に至っておるわけでございますけれども、ここにも書いてありますようにですね、太陽光パネル設置について、町において規制を設けることができないかというような、特に勢和地域の方から発言が多くございました。特にこれまた移住者の方もですね、このことについては全て、発言があったというぐらいですね、この問題ばかり取上げて、いろいろ発言がございました。要約するところは、地域合意を得てほしいと、恐らくこの1点に尽きるんだろうというようなことで私は思っておりますけれども、この点について、うちはガイドラインも設けておりませんが、そういったことについて、現在ですね、町の考え方、これに対する考え方等についてお聞きしたいというふうに思います。

よろしく申し上げます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） はい。太陽光パネルについての心配される意見が多かったということでそれについての回答させていただきます。

太陽光パネルを設置する場所によりましては、農地であれば優良農地を確保する観点で、農地法に基づく規制がございます。そのほか都市計画区域における用途地域では、高さの制限や各種建築制限、日影規制に適合させる基準というものがございます。このほかにも、森林法、盛土規制法、砂防法など法律で規定する基準に適合させる必要がございます。

また、設置する際に、一定以上の開発面積を伴うものは、町で開発行為に対する審査を行い、認可の可否を決定していきます。法律以外に、町独自で規制を設けるということは今現在ではありません。

また、固定価格買取制度F I Tと申しますがF I TとかF I Pとかいう制度なんですけれども、これらの認定を受けようとする事業者につきましては、資源エネルギー庁の事業計画策定ガイドライン、また、環境省の定める太陽光発電の環境配慮ガイドライン、三重県の太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン、これらを遵守する必要があります。

さらに、今年2月におきましては、地域での懸念解消に向けた資源エネルギー庁の太陽光パネルを設置する前の説明会及び、事前周知措置実施ガイドラインというものが定められました。

この中では、出力 10 キロワット以上の設備であれば、地域住民の理解を深めるための事前説明会を開催すること。これが義務づけられたところです。

さらに、認定申請書には、開催した説明資料、また参加者名簿、議事録等の証拠書類の添付が求められ、申請上これらの資料で確認するということになります。三重県におきましても、設置者と周辺住民の間に起こる、地域課題解決に向けて、来年度ですが、ガイドラインの見直しを進めております。

今月も、県との意見交換会を行い、来年度に向けたガイドラインの改正を進めていこうというものでなっております。

町としましてもこれらの動向を注視しながら、相談を受け付けた際には、ガイドラインに沿った指導を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。ガイドライン、私もそのときにはですね、法的に規制するっていうかですね、条例でできやんようにするというようなことはうちにはできないということをお答えをいたしました。いわゆる、上位法を勝るですね、ものは条例で定めることができませんので、そういうことはできないということを申し上げたんですが、大台町辺りはガイドラインをつくっておられるということで、この8月2日の夕刊三重の記事にもですね、大台町が今度ガイドラインを見直すと、改定をするというようなことをされたということを書いてございます。恐らく、こういうふうなことを見ながらですね、皆さんがそういうことをおっしゃったのではないかと、ガイドラインを設けたらどうやというふうなことで、僕は、実は自分とこの在所にもある中でですね、ガイドラインというのはあくまでしてくださいですんで、その条件をつけるだけで規制するということは非常に難しいと。要するに結局話をですね、最初にうまくやるということで私の在所は字費ももらってですね、最初2編も話をしきちっとした覚書を交わして、いろんなことがあれば向こうみんな事業者の費用で負担をしてですね、やっていただくというふうになっておりますし、最初のやっぱり話の持ってきた方がそういうなことをすると私は問題が少ないんじゃないかなと私個人はそんなふうに思っておりますけれども、そのガイドラインガイドラインという話が非常にそのときにも出ましたんで、多気町として、ガイドラインを策定する予定といいますか、そういう計画はどうですか。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

高山町民環境課長。

○町民環境課長（高山 幸夫） 多気町独自のガイドラインが必要かどうかにつきましては、もう少し見定めたいと考えております。

先ほど申し上げました資源エネルギー庁であるとか三重県、これらは固定買取制度F I T等に認定を受けるためのものを対象としていきますが、今、F I Tの売電価格も下がってきており、それによらない、相対契約で売電をする場合というものも出てきております。そういったものがちょっと、ガイドラインから対象外となっておっておりますので、今後そういったものが増えるのであれば、必要性があるかもしれません。

また、大台町につきましても、県とかが対象としない固定買取制度ではない発電設備、こういったものをガイドライン上で規定しているということですので、そういった動向も踏まえながらですね、必要があれば、また、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。また周辺ですね、市町の状況を見定めながらですね、また必要であれば、そういったものも、つくっていただけたらですね、これはまた問題解決の一助になるのではないかと、私はそんなふうに思っております。いずれにいたしましても、行政当局のお考え方に尽きると、そんなふうに思っております。

特に、今回その話具体的な話が出ましたんはこの後も申し上げますけれども、景観が崩れるとかですね、景観が悪くなる。自宅周辺に全部その太陽光になるんですね、自分とこでもう土地を買うたんやとかですね。されやんためにですね。それからこの2番目に書いてございますように、借地として借りておる農地がですね、これも後継者の問題とも関連をいたしますけれども、地権者か

ら返してほしいと。太陽光パネルにつけてやるんですね、返してほしい。こういうような話も非常に多ございました。大体が、移住者の方がそういう意見が発言が多かったかなというふうに思いますけれども、土地を返してほしいと、こういうふうな話でですね、太陽光パネルについてはやはり、様々な問題が出てくるのかなあというふうなことでございましたけれども、その中で、そういうふうな方がお話しになったのが農地のあっせんをですね、これは農林課長になろうかと思えますけれども、町のほうで例えば3反借りとったやつがもうその全部太陽光にするんで、個人の財産権までは侵害なかなかできませんのでですねそれをもう、返すっていうことはせんていうことはできやんと思えますけれども、何とかその代わり地になるような土地をあっせんしてもらおうというんか、そういうふうなことは町ではやっていただけやんのか、こういうふうな話も出ておりましたので、こういう機会にですね、ぜひ、井田課長のほうでぜひお聞きをしたいということで、よろしくお願いしたいと思えます。

○議長（志村 和浩） 当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） ただいまの御質問にお答えいたします。

農業従事者の減少及び高齢化、また、不在地主等のこともございまして農地を農地として維持していくことが困難な状況は以前より進行しております。

また、再生エネルギー施設（太陽光パネル発電設備）の建設に伴い農地の転用が多くなっていることも承知しております。

御質問の農地として利活用されている借地が太陽光パネルを設置するために、地権者の意向で返還を求められることも、起こっております。これは大変残念な状況ではございます。

また、担い手となって農業に取り組まれている専業農家の方でも、高齢化等により経営規模を縮小せざるを得なくなり、農地の返還をするという状況も発生しております。

農地の貸し借りには農地バンク制度事業というものがございます。県が指定

する、農地中間管理機構、三重県では、三重県農林水産支援センターが行う事業で、地域の担い手に位置づけられた受け手農家に対し、農地を貸し借りし、農家から農地を借受け、まとまりのある形で貸し付ける事業でございます。農地の集積状況により奨励金等もあり、公的機関の行う貸し借りであるため、安心して任せられるという利点がございます。

また、貸付け期間が終了後は確実に返還され、固定資産税の軽減税制といった優遇措置も受けることができます。

また、基盤整備の遅れた農地については、農地中間管理機構事業によりまして、農地整備事業が可能となっております。農業者の負担を国が助成することによって進めておりまして、事業完了後は地域の担い手に集約をするといったものでございます。

現在2地区で事業が行われておりまして、今後さらに1地区の農地整備が計画されておるところです。

農林課の窓口におきましても、耕作困難者の耕作困難な農地の相談は多く寄せられております。新規就農に農地を探してみえる方もございます。それらをうまくマッチングすることによって、農地の貸し借りがうまくいくのではないかと考えております。地域の農業委員さん、区長さんと連絡を密にしながら、より情報共有を進めることが必要です。農地は地域で守っていくという考え方から、地域での取組を支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。そこでこれはまた高山課長に戻ると思いますが、先ほど申し上げました概要版の5ページの5番目にですね、「これまで畑に太陽光がある光景は嫌だと思っていたが、適正な導入であれば、地球、地域のために思えるようになった」とこういうふうな御意見も書いてございます。

したがって私は、今回の多気町でも多気地域の議員との懇談会、意見交換会
もですね、やはり太陽光の話が非常に多ございましたので、果たしてそういう
意見が本当にあったのかなという、実は気がいたしておりまして、恐らく声の
大きい人ほどですね、そういうふうなパブコメなり、町の意見募集に対して
様々な意見を届ける、そういう傾向がございますので、特にその反対的な立場
の方がもの言うのにですね、まるきり逆な意見が、太陽光パネルの5番目には
記載がございますのでこの概要版にですね。本当にそこら辺どうかなと、ちょ
っと乖離があるんじゃないかなということを感じておりまして、こういう質問
いたしておるわけでございます。

ぜひこういったこともですね、反省点にするということは大げさか分かりま
せんけれども、こういうふうな非常に意見が多かったということが十分に承知
をしていただいてですね、こういうふうな関係の行政についても進めていただ
きたいというふうに思います。

そこでまた戻りますけれども、過去においてですね、もう今、黄色の農振地
域の提言をして太陽光パネルっていうのはこれも全然ないと思いますけれど
も、過去にいわゆる白の農地をですね、農地についてその太陽光パネルを設置
した大体おおよその件数なり、おおよその面積っていうのは、農林課長分かっ
ておられたら範囲で、よろしく願いをしたい、いうふうに思いますけれども
うですか。

○議長（志村 和浩） はい、当局の答弁を求めます。

井田農林課長。

○農林課長（井田 保） はい。農地法5条でございまして農地から農地以外の
ものに転用する案件でございます。

令和5年度中の4月から3月までの1年間で、11.6ヘクタールの農地が転用
されました。うち、太陽光の設置に係る案件につきましては8.3ヘクタールで、
これは1ヘクタールが100メートル四方ということからいきますと、ほ場整備
をした5反町6反町の田んぼがですね、10数筆、農地から転用されたというこ

とですので、かなり多いんではないかというふうに感じます。これは多気町の田畑の耕地面積からいきますと 0.48%に当たるものでございます。

今後そういった転用をですね、少なくしていくというのは農林課の仕事かと考えておりますけれども、また御協力をお願いしたいと思います。

○議長（志村 和浩） 答弁が終わりました。

坂井議員。

○2番（坂井 信久） ありがとうございます。いずれにいたしましても、非常に今回の議員との意見交換会についてはこの太陽光パネルについての、非常に御意見が多ございましたので、ぜひ、そういった認識もですね、行政当局に伝える、このことも我々の一つの仕事だとこんなふうに思っておりますので、様々の点についてお聞きをしたわけでございます。

どうか今後こういったことについてはですね、より慎重に、あるいは地域の問題が起こらないように、特に高山課長も今お話しになりました説明会ですね。そういったあるいはまた議事録を残すとかですね、そういった形の御指導をですね、引き続いて強力にやっていただくと。後でこういうふうな問題が起こらんように、ぜひ御指導頂きたいと思います。

余談ですけれども、実は議長会へ行きますと、南伊勢、今非常にこの問題が実は起っておりまして、いわゆる最初の事業者から、転売転売でもうだれが持ってるか分からん。そういったところが土砂が流れたりとか、草が放置されたりとかですね、ひどい状態になっておって困ったんやというようなことをいつも今の部長さんとの意見交換会のときに発言をされて、もう何とかしてほしいということを深刻にいつもいつも言っておられましたので、恐らく、年月がたちますとですね、そういうふうなこともうちも起こってくる場所があるんじゃないかなというふうなことがいたしております、これからまた、むしろぼくは問題が様々な点が起きるんじゃないかというふうに危惧をいたしておりますけれども、そういうようなことも、今日のことも踏まえてですね、いろいろこれから行政のほう対処していただきたいとこんなふうに思います。

終わります。ありがとうございました。

○議長（志村 和浩） 以上で、坂井議員の一般質問を終わります。

○議長（志村 和浩） 以上で通告者全員の一般質問が終わりました。本日の会議はこれで散会といたします。

明日は休会とし、翌 12 日に各常任委員会を開催いたします。

午前 9 時から総務産業土木常任委員会、午前 9 時 30 分から教育民生常任委員会を協議会室で行います。

翌 13 日は、協議会室にて午前 9 時より予算決算常任委員会を開催いたします。

それぞれの委員の方はよろしく願いいたします。

本日の会議はこれで終わりいたします。お疲れさまでございました。

（ 9 月 10 日 14 時 24 分 ）